

議 事 日 程 第 2 号

令和3年12月6日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第2号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（23名）

1 番	鳥	海	隆	太	議員	2 番	成	澤	和	音	議員	
3 番	齋	藤	千	恵	子	議員	4 番	古	山	悠	生	議員
5 番	井	上	由	紀	雄	議員	6 番	小	島		一	議員
7 番	小	久	保	広	信	議員	8 番	影	澤	政	夫	議員
9 番	高	橋	英	夫	議員	1 0 番	高	橋		壽	議員	
1 1 番	堤		郁	雄	議員	1 2 番	関	谷	幸	子	議員	
1 4 番	山	村		明	議員	1 5 番	山	田	富	佐	子	議員
1 6 番	佐	藤	弘	司	議員	1 7 番	太	田	克	典	議員	
1 8 番	我	妻	徳	雄	議員	1 9 番	島	貫	宏	幸	議員	
2 0 番	木	村	芳	浩	議員	2 1 番	相	田	克	平	議員	
2 2 番	工	藤	正	雄	議員	2 3 番	中	村	圭	介	議員	
2 4 番	島	軒	純	一	議員							

欠席議員（1名）

13 番 遠 藤 正 人 議員

出席要求による出席者職氏名

市 長	中 川 勝	副 市 長	大河原 真 樹
総 務 部 長	後 藤 利 明	企画調整部長	遠 藤 直 樹
市民環境部長	安 部 道 夫	健康福祉部長	山 口 恵美子
産 業 部 長	安 部 晃 市	建 設 部 長	吉 田 晋 平
会 計 管 理 者	小 関 浩	上下水道部長	高 橋 伸 一
病院事業管理者	渡 邊 孝 男	市 立 病 院 事 務 局 長	渡 辺 勅 孝
総 務 課 長	高 橋 貞 義	財 政 課 長	土 田 淳
政策企画課長	伊 藤 昌 明	教 育 長	土 屋 宏
教育管理部長	森 谷 幸 彦	教育指導部長	山 口 玲 子
選挙管理委員会 委 員 長	玉 橋 博 幸	選挙管理委員会 事 務 局 長	佐 藤 幸 助
代表監査委員	志 賀 秀 樹	監 査 委 員 事 務 局 長	片 桐 茂
農業委員会会長	伊 藤 精 司	農 業 委 員 会 事 務 局 長	宍 戸 徹 朗

出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長	三 原 幸 夫	事 務 局 次 長	細 谷 晃
副 主 幹 兼 議 事 調 査 主 査	渡 部 真 也	総 務 主 査	澁 江 嘉 恵
主 事	齋 藤 拓 也		

午前 9時59分 開 議

○相田克平議長 おはようございます。

ただいまの出席議員23名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第2号により進めます。

.....

日程第1 一般質問

○相田克平議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

一つ、本市のHPVワクチンの積極的勧奨再開に向けて外2点、15番山田富佐子議員。

〔15番山田富佐子議員登壇〕（拍手）

○15番（山田富佐子議員） 皆様、おはようございます。

公明クラブ、山田富佐子です。

米沢にも雪がちらつき、一段と寒さが厳しい季節となりましたが、本日はお忙しい中、市民の皆様に傍聴に来ていただきまして、誠にありがとうございます。

一般質問、初日トップバッターで、また今回で28回目の質問となりますが、毎回緊張の連続です。当局の皆様には、前向きな御返答をお願い申し上げます、質問に入ります。

先日新聞に、神奈川県議会議員OBの方のインタビュー記事があり、その中で、議会質問は議員としての闘いの根本との言葉が私の心に響きました。私が議員になろうとした決意の初心、そして女性の視点、母親の視点、看護師の経験を生かし、市民目線に立ち、一人の声を大切に市政に届けること、形にしていくことが私の使命だと考えております。本日も、米沢市民の命、暮らし、未来を守るために質問いたします。

1、本市のHPVワクチンの積極的勧奨再開に向けて、本市の考えについてお伺いいたします。

HPVワクチン、ヒトパピローマウイルスワクチンのことですが、子宮頸がんを予防する唯一のワクチンです。子宮頸がんは子宮の入り口部分である子宮頸部にできるがんで、毎年約1万1,000人の女性が罹患し、約2,800人の女性が亡くなっています。治療により子宮を失ってしまう女性は毎年約1,200人に上り、女性の半分以上が一度は感染すると言われております。

2013年から定期接種となりましたが、接種後の全身の痛みなどの症状が相次ぎ、厚労省は積極的勧奨を控え8年以上が経過しました。その結果、70%以上だった接種率は1%未満まで下がりました。現在、100か国以上で接種が行われ、イギリス、オーストラリア、カナダでは接種率80%を超えています。

11月26日、厚労省から定期接種の今後の対応についての通知があり、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められ、来年4月より個別勧奨を実施するよう指導がありました。準備が整った市町村は来年4月前の実施も可能となりました。

本市では、2年前より高校1年生に情報提供を行っていただき、これにより接種率が上がっています。本市健康課の判断・決断力に——女性の命を守るために御尽力いただき——敬意と感謝の思いでいっぱいです。国の積極的勧奨再開に対し、13歳から16歳の定期接種対象者に積極的に接種を勧める個別通知について、本市の考えをお伺いいたします。

次に、HPVワクチン接種のキャッチアップ事業の考えについてお伺いいたします。

積極的勧奨が8年以上中止されましたが、この間、公費接種の機会を逃した人数についてお伺いいたします。

接種費用は薬剤により変わりますが、3回接種で4万円から5万円かかります。自費での負担が大きく、大学生や医師の有志の会「HPVワクチン for Me」では、情報がないまま機会を

逃した人が無料で接種できる仕組みを求めて署名活動を行っています。国は、勸奨が差し控えられた期間の接種対象者に対し、接種機会の確保が必要であると、救済措置、キャッチアップ事業について検討の動きが始まりました。

また、青森県平川市では、6月に補正予算を計上し、独自に今年度限りのキャッチアップ事業を開始しましたが、好評のため来年度も継続の考えであるとお伺いいたしました。本市でのキャッチアップ事業の考えについてお伺いいたします。

2、たばこによる本市職員の健康被害についてお聞きます。

このことについては、今まで何回も質問で取り上げてきており、またかと思われる職員、議員の方がいらっしゃると思います。しかし、たばこを吸わない我々にとっては、山田議員が言ってくれないと直接同僚には言えない。週の5日間、机を隣にしている苦痛、またエレベーターの中のたばこの臭いも気になると、職員の声があることも事実です。

たばこは、健康への影響が一番大きいことは誰もが知っていることですが、たばこの煙には4,000種類の化学物質が含まれ、そのうち200種類は有害物質、そして70種類は発がん性物質が含まれております。特に問題なのは、たばこを吸う人がフィルターを通して吸い込む主流煙よりも、たばこの先から立ち上る煙を吸い込む副流煙がずっと多くの有害物質を含み、望まない人が自分の意思にかかわらずたばこの煙を吸わされてしまう受動喫煙により、日本では年間約1万5,000人が亡くなっています。

最初に、令和元年から全職員に対し取り組んでいる受動喫煙防止対策研修会ですが、コロナ感染拡大により、当初の研修計画が変更となったとお聞きしていますが、現在まで何名の職員が受講されたのか。受講後のアンケート結果や感想等をお伺いします。

次に、2、管理委託業者の健康面から考える課

題についてお伺いいたします。

現在、新庁舎で喫煙所は屋上となり、受動喫煙防止の充実が図られました。しかし、庁舎の喫煙所を清掃されている方々の健康についての認識です。清掃員の方々が毎日、吸い殻と水とが入っている2つの灰皿を屋上から4階の清掃員倉庫まで運び、吸い殻と水を分けるためざるにあげ、水を排水口に流す作業を行っています。

ニコチンは猛毒で、成人ではたばこ2本分、幼児ではたばこ半分で致死量になります。私は、コーヒーやジュースの空き缶に吸い殻が捨てられ、それを誤って幼児が飲み、病院へ救急搬送され、胃洗浄の処置を受けたかわいそうな場面を何回も見てきました。たばこを水に浸すと、30分程度で100%ニコチンが溶け出します。たばこの吸い殻が入った液体を飲むと、ニコチンが大量に吸収されてしまい、重篤な中毒症状を起こします。

このことから、清掃員の健康を考えると、大変危険な状況で仕事をされていることが分かります。喫煙者が各自携帯用灰皿を準備し、自分の吸い殻を持ち帰り、清掃員が吸い殻の後始末をしないで済むように取り組んでいただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

3、職員に禁煙を勧める考え方についてお伺いをします。

旧庁舎では、2階の議会棟の部屋までたばこの煙が入り、夏は窓を開けられず、また駐車場にも煙が漂っていました。市役所には赤ちゃんや妊産婦、また病気をお持ちの方など不特定多数の方が訪れます。

皆様、サードハンド・スモークという言葉をご存じでしょうか。これは、目に見えない残留受動喫煙、3次喫煙とも言われ、部屋の壁やカーテン、喫煙者の服、髪の毛、子供のおもちゃなどについた目に見えないガス状の有害成分のことをいい、約6か月残存すると言われております。

受動喫煙防止対策研修を今後どのように生かしていく考えなのか。そして、本年4月、総務課長

から全職員に対し、庁舎敷地内喫煙所利用の運用改正について、ルールの見直しの事務連絡が出されております。その内容について、改正された点などを改めてお伺いしたいと思います。

次に、3、本市の交通弱者の対策についてお伺いいたします。

一言に、交通弱者という意味には2つあります。1つは自動車中心社会において移動を制約される人という意味と、もう一つは交通事故の被害に遭いやすい人という意味がありますが、ここでは移動制約者という意味合いで質問させていただきます。

米沢市の最上位計画、米沢市まちづくり総合計画の後期基本計画が4月に策定されましたが、策定に当たり、市民、高校生、大学生、転出者を対象に、日頃感じている暮らしの満足度や就職や移住・定住に関する意向などについてのアンケート調査をしています。

その中に、「暮らしやすい」、「暮らしにくい」との問いがあり、「暮らしやすい」の理由は、災害が少ない、自然が豊か、環境がよい、治安がよいと、「暮らしにくい」では、雪が多い、除雪が大変、公共交通機関の便が悪い、車がないと不便、子供が遊べる施設が少ない、商業施設が少ないなどが上がっています。

次に、市民の約8割が「当分住むつもり」との回答でしたが、しかし、市民1,210名中、200名の16.5%で、「そのうち転居したい」、「近いうちに転居する」との返答でした。転居したい理由としては、買物や生活が不便、交通の便が悪いという意見が多くありました。米沢市まちづくり総合計画と整合性を図りながら、先月、米沢市地域公共交通計画（案）がまとまりましたが、この計画には先ほどの市民アンケートの結果がどのように反映されたのか、お伺いします。

今週後半から市内7か所で地域への説明会、来年、パブリック・コメント等も予定されておりますが、計画策定の目的や今後のスケジュール、ま

た課題等があればお伺いいたします。

次に、交通弱者対策の具体的な考えについてお聞きします。

高齢となっても、病院や買物などで歩き、住み慣れた地域で長く住み続けるための環境づくりが重要です。本市では、公共交通の代替として乗合タクシーが平成30年から山上地区で始まり、そして田沢地区、広幡地区で拡充されています。乗合タクシーの現状や今後の拡充についてお伺いします。

最後に、9月定例会で提案しました米沢市ワクチン手帳が新聞に取り上げられ、愛知県や高知県、また山形市からも問合せがあったとお聞きし、本市の健康課が他自治体の先駆を切って積極的に取り組まれた成果だと思います。ありがとうございました。

以上、壇上からの質問を終わります。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、1の本市のHPVワクチンの積極的勧奨再開に向けてについてお答えいたします。

初めに、（1）本市の積極的勧奨再開についての考えはについてですが、令和3年11月26日付で厚生労働省健康局長通知「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応について」が発出され、令和4年4月から接種勧奨の個別通知が再開されることとなりました。

本市では、令和2年度から高校1年生相当の女子に子宮頸がん予防ワクチンの定期接種に関する個別の情報提供をしております。このたびの積極的勧奨の再開を受け、令和4年度からは標準的な接種期間に当たる中学1年生から高校1年生相当までの女子に対して、子宮頸がんウイルスの関係やワクチンの効果とリスクなどについての厚生労働省作成のチラシを同封した上で、接種勧奨の個別通知を予定しております。

接種対象者は約1,400人となることから、今後、

医師会と医療機関の接種体制等の調整を図り、通知の時期については、高校1年生相当から順次段階的に個別勧奨を進めるなど、早期に検討してまいります。

次に、(2)HPVワクチンのキャッチアップ接種事業を行う考えはについて。

積極的勧奨が行われていない間に接種機会を逃した人数と近年の接種状況、また、その方々を対象としたキャッチアップ接種について、本市の考えをお答えいたします。

定期接種におけるHPVワクチンの対象者は、小学6年生から高校1年生相当の女子とされています。積極的勧奨が差し控えとなった平成25年度から令和3年度までの定期接種の対象者で、令和4年度に対象外となる人は、平成9年度生まれから平成17年度生まれの9学年の女子で、約3,150人おります。その中には、既に3回目の接種まで終了した人が548人、今年度末までに接種が完了する人も100人程度見込まれますので、およそ2,500人が未接種となっていると推計しております。

最近の接種状況ですが、1回目から3回目の接種を合わせた延べ接種件数では、個別の情報提供を開始した令和2年度で66件、令和3年度9月現在で210件と、通知を行っていなかった令和元年度の7件と比較して増加している状況となっています。

また、定期接種の機会を逃した人へのキャッチアップ接種については、今後、厚生労働省の厚生科学審議会において、接種機会の公平性や接種における安全性と有効性とのバランスなどの観点から、対象者、期間、周知、勧奨の取扱いが検討されることとなっております。本市では、その結果を踏まえ、医師会と調整しながら速やかに対応してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 後藤総務部長。

〔後藤利明総務部長登壇〕

○後藤利明総務部長 私からは、2のたばこによる本市職員の健康被害についてお答えいたします。

初めに、令和元年度から職員に向け実施している受動喫煙防止対策研修の実施状況及び受講者の感想についてお答えいたします。

この研修は、職場における受動喫煙防止対策への職員の理解を深めるため、喫煙習慣の有無にかかわらず、令和元年度から今年度にかけて、医療職を除く全職員を受講対象として実施しているものであります。当初は、令和元年度及び令和2年度の2か年度で終了予定でありましたが、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度実施予定であった研修の一部を今年度に延期したものであります。

これまでの実施状況であります。令和元年度につきましては合計4回実施し、263人が受講し、令和2年度については1回実施し、100人が受講したところであります。今年度につきましては、今月から来月にかけて合計4回、249人が受講する予定となっており、今年度の研修でほぼ全職員が受講することとなります。

また、研修の受講前後の意識の変化を把握するために、喫煙に関するアンケート調査を実施したところであります。これまでの調査を通算した結果であります。喫煙に対する危機感については、「危機感がある」と判断できる割合が受講前後で約57%から約83%に増加し、勤務時間中の禁煙については、勤務時間中における禁煙を肯定する割合が受講前後で約65%から約77%に増加したところであります。

このことは、受講前に比べ、受講後には喫煙が健康に悪影響を及ぼす認識がより強まったとともに、受動喫煙防止対策の強化について理解を深めた職員が多かったことを表すものであることから、受動喫煙防止対策研修は受動喫煙の危険性の意識づけに大きな効果があったものと認識しているところであります。なお、このアンケートには自由記載もあり、受動喫煙防止の推進に関する意見が多かった一方、喫煙を擁護する意見も一

部あったところであります。

次に、庁舎管理業務委託職員の健康面から考える課題についてお答えいたします。

喫煙所を清掃するときの受動喫煙防止対策につきましては、令和元年7月1日に厚生労働省より発出された「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」において、健康増進法の一部を改正する法律で義務づけられた事項と、労働安全衛生法で事業者が実施すべき事項が一体的に示されております。

このガイドラインでは、喫煙所を清掃するとき、室内に喫煙者がいない状態で、換気により室内のタバコの煙を排出された後に行うこと、また、吸い殻の回収作業の際は、灰が飛散しないよう注意して清掃を行うこととされております。

市庁舎の喫煙所の清掃は1日1回、午前8時30分頃に行っており、その時間帯には喫煙者はおらず、また屋上であることから、タバコの煙は自然と排出された状態となっております。加えて、灰皿には火災防止等のために水を入れており、そのため灰は飛散しない状態となっていることから、ガイドラインに則した状況で清掃作業を行っているところでございます。

一方で、議員が御指摘されております吸い殻の回収及び廃棄する一連の作業の中で、タバコの臭いなどを感じる場面もあると思われます。その対策の一つとしまして、喫煙所から灰皿を撤去し、喫煙者がそれぞれ携帯用灰皿を持参する方法が考えられますが、市民の方が携帯用灰皿を持参されない場合や、職員が喫煙後、携帯用灰皿を職場に持ち帰ることによる3次喫煙などが懸念されるところでございます。

しかしながら、喫煙所の清掃作業に伴う健康被害防止の必要性は十分に認識しておりますので、先ほど一例として挙げました携帯用灰皿の持参も含めて、他自治体の対応なども参考としながら、喫煙に関するルールの見直しの検討を行い、できる限りの対策を講じていきたいと考えていると

ころでございます。

次に、職員に禁煙を勧める考えはあるかに関して、喫煙に関するルールの見直し及び今後の対策についてお答えいたします。

喫煙に関するルールにつきましては、これまで勤務時間中はおおむね午前10時及び午後3時のみ喫煙可能としていたものを、本年4月1日から勤務時間中については全面禁煙としたところでございます。この見直しは、職員の受動喫煙対策はもとより、喫煙する職員の健康増進を図ることを趣旨とし、改正健康増進法の全面施行や受動喫煙対策の充実が社会的な要請であることを踏まえて改めたところでございます。

また、今後の対策につきましては、先ほどお答えいたしました受動喫煙防止対策研修の効果を生かしつつ、職員に対し受動喫煙や喫煙による健康被害防止の重要性について周知徹底することにより、職員の健康増進を図っていきたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、3の交通弱者対策についてお答えいたします。

初めに、(1)米沢市地域公共交通計画策定の目的はについて申し上げます。

現在、市内の公共交通は、民間事業者が運行する鉄道や路線バス、高速バス、タクシーなどのほか、市が運行する市民バスや乗合タクシーなどがあり、市民の日常生活や観光などによる来訪者の移動手段としての役割を担っております。

これまでも、長期的に見ればマイカー普及に伴い、相対的に公共交通の利用者は大きく減少してきましたが、近年では少子化による高校生の通学利用者の減少や人口減少などにより、公共交通の利用者数はさらに減少傾向となっております。

本市においては、これまでも時代の変化を踏まえ、民間事業者が廃止した路線バスの市営による

運行や乗合タクシーの運行など、個別の事項を中心に公共交通の見直しを行ってきましたが、このまま何もしなければ今後も公共交通の利用者減少が見込まれる中であって、市全体を俯瞰して公共交通に求められる役割などを踏まえつつ、公共交通全体の在り方を見直すことが喫緊の課題となっております。

また、本市では立地適正化計画に基づく「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進しており、まちづくりと両輪となった公共交通の取組が必要であるとともに、SDGsの考えも踏まえながら、公共交通のあるべき姿を検討することが重要と考えております。

このような背景の下で、地域公共交通計画においては、本市における持続可能な公共交通のあるべき姿とともに、その実現に向けての具体的な取組や進め方などを示すことを目的として策定するものであります。

次に、計画策定の今後のスケジュールであります。米沢市地域公共交通活性化協議会では、11月に取りまとめました計画（案）を基に、12月には市内7か所で市民説明会を開催するとともに、来年2月にはパブリック・コメントの実施を予定しており、これらでいただいた御意見等を計画（案）に反映した上で、来年3月に計画を決定する予定であります。次年度以降、この計画に基づき、具体的なバス路線やダイヤの見直しなど、各種事業の検討、実施に着手していく考えであります。

次に、市民の声をどう反映していくかについてであります。計画の策定段階では、地域公共交通活性化協議会において、交通事業者や利用者の方などから多くの御意見をいただいているほか、先ほど申し上げたとおり、市民説明会やパブリック・コメントなどを通じて、広く市民の皆様から御意見等をお聞きし、できる限り計画に反映したいと考えております。

また、次年度以降の計画の実施段階では、計画

で位置づけた事業を推進していく中で、より具体的な内容について、交通事業者など関係者だけでなく、利用者である市民の皆様からの御意見等をお聞きしながら検討を実施していきたいと考えております。特に、周辺部から市街地へのアクセス軸を検討する際には、当該地域の方に乗っていただき、持続していける公共交通とすることが重要でありますので、地域の方と意見交換を重ねながら取り組んでいきたいと考えております。

次に、（2）の交通弱者対策の具体的な考え方はについて、まず、乗合タクシーの現状に関してお答えいたします。

現在、市内3地区で乗合タクシーが運行されておりますが、路線バスの廃止代替として、平成27年に山上地区、平成29年に田沢地区、また、交通空白地域からの要望として、令和2年に広幡地区の運行が開始されました。なお、山上地区におきましては、本年3月から板谷集落と大沢・大小屋集落が運行エリアに追加されております。

運行については、市内のタクシー会社5社で組織する米沢地区ハイヤー協議会に委託して実施しており、各地区に居住する住民を対象とした事前登録制で、利用には事前予約が必要であります。各地区の利用者の自宅から原則として町なかエリアまでを運行区間とし、板谷集落と大沢・大小屋集落を除き1日片道5から7便のダイヤを設定しております。運賃は、大人500円、子供・幼児・障がい者が半額の250円で、定期券・回数券も発行しております。

運行実績については、新型コロナウイルス感染症の影響が少ない令和元年度において、山上地区が年間利用者数約5,800人となっており、年間利用者数は毎年伸びている状況でございます。田沢地区は、年間利用者数約2,000人となっており、平成30年度までは利用者数が毎年伸びておりましたが、令和元年度は前年度を若干下回っている状況でございます。広幡地区は、利用者数約1,000人となっており、実証実験を開始した前年度の平

成30年度と比較すると利用者数が伸びている状況でございます。全体的には、導入年次や地域特性により利用状況に差異はあるものの、おおむね右肩上がりです。順調に推移しているものと考えております。

利用される方からは、事前予約が煩わしいなどの声はございますが、ドア・ツー・ドアによる移動負担の軽減や安価な利用料金などの面でおおむね好評をいただいております。今後は、より多くの方に日常的に利用していただくことで平均乗車人数を高め、費用対効果を引き上げていくことが課題であります。

次に、乗合タクシーの拡充についての考え方がありますが、先ほど申し上げました地域公共交通計画において、市街地へのアクセス性確保プロジェクトを掲げており、その重点事業の一つとして、「地域特性や住民の意向等に応じて、郊外部から市街地へのアクセス手段の運行方法や交通モードの見直しを図ることで、効率性や利便性の向上を検討する」としております。今後、地域の皆様と具体的な検討を進める中で、乗合タクシーを含め、地域に合った公共交通を一緒に考えながら進めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○15番（山田富佐子議員） まずもって、御答弁ありがとうございました。

それでは、質問させていただきます。

最初に、健康福祉部長からの御返答でしたけれども、13歳から16歳まで全対象者に個別通知をされるというお話を伺いましたが、この通知はどのような方法でされるのか。例えば郵送通知なのか、または学校通知とか広報などでお知らせするのか、そこら辺のことについてまず最初にお伺いさせていただきます。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 こちらは、まずは個別に接種の通知を発送する予定となっております。

ただ、そのほかの周知につきまして、例えば学校を通じての周知、あとは各メディアなどを通じての周知については今後検討にはなりますが、積極的勧奨となりましたので、できるだけ幅広い周知を図っていきたいと考えております。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○15番（山田富佐子議員） ありがとうございます。それでは、まずは全対象者に郵送通知を、最初のお話では段階的にするというお話も伺っておりますので、まずは郵送通知によりしっかり通知していくということによろしいですか。はい。

やはり、私もこの勧奨再開はしっかり郵送通知をしていただきたいと思います。やっぱり、今まで積極的勧奨差し控えという判断があつて、ワクチンの認知度も接種率も非常に低い状態になっております。一度この接種率が下がってしまうと、ワクチンの信頼回復というのは本当に難しいのかと思いますので、やはり丁寧な周知と説明が必要となってくると思います。命に関わるがんを予防できるワクチンですので、とにかく接種期間内にきちんと接種していただけるよう、丁寧な周知と市民の疑問等にも寄り添った対応をお願いしたいと思います。

それから、もう一点、先ほどキャッチアップの事業についてお伺いしたのですが、公費接種の機会を逃した人数については2,500人とお聞きしました。それで、そのキャッチアップについてはどのように、市の考えについてもう一度御返答いただければと思います。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 キャッチアップ事業につきましては、先ほど申し上げましたように、年齢が多岐にわたっております。9学年ということになります。ただその箇所についても、現在、国でどの年齢層を対象とするかなど協議が進められているとお聞きしておりますので、国がそれに沿った結果を出されると思いますので、それに従った対応を取りたいと考えているところです。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○15番（山田富佐子議員） そうしますと、国の動向を見ながら接種を計画していくということによろしいですか。はい。

それでは、私は先ほど壇上で、その接種についてはキャッチアップ事業をやっていただきたいという要望をさせていただきました。先ほども言いましたが、平川市ではキャッチアップ事業をやっており、今年すごく好評なので来年もやっていきたいとしているようですが、米沢市において、国の動向もありますけれども、国の動向といいますが、国が積極的勧奨を進めていくと方針が出された中で、機会を逃した人が一日も早く接種できることでがんを予防できるということだと私は思うのです。

それで、進めると言いながらも、なぜ国の動向を見ていかなければならないのか。例えばできない大きな要因、予算の問題であったりとか、いろいろな問題があるのかもしれませんが、そのことについてはいかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 確かに市単独で行うには、経費的にこのワクチン接種につきましては1人当たり3回接種されて5万円相当の金額もかかります。やはり全て一般財源でということになりますので、慎重にその対象の年代については、国の判断を待ちたいというのが今の考えです。ただ、国の判断がいつの段階で決まるかは分かりませんが、できるだけ早くその決断に沿って対応できるように予算措置は講じていきたいと考えております。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○15番（山田富佐子議員） 昨年10月に大阪大学の研究チームが発表した「積極的勧奨差し控えによる影響に関する報告書」というのがありまして、2000年から2003年度に生まれた女子のほとんどが接種しないままに定期接種年齢を超えてしまった。このまま接種機会を失うと、子宮頸がんは

今後約1万7,000人、死亡者は約4,000人増加する可能性があるということを発表しておりました。

やはり、国もキャッチアップ制度の検討に入っておりますので、子宮頸がんを予防できる、命を守る唯一のワクチンでございますので、何とか十分な情報と接種機会が与えられなかった世代に対しても不利益を被らないように、一日も早く私は接種機会の検討をお願いしたいと。もう国もそうですが、米沢市としてもその結果を待つのではなく、そうなったときにどうしていくのかということも検討しながら進んで前に向かっていただきたいと思います。

実は、今年、私は公明党の県女性局長として、女性の生理の貧困対策の要望書を米沢市をはじめ各県、そして各市町にまいりました。その大きな反響と確実な成果が得られましたけれども、命を守るために声を上げることは大切なのではないかとすごく考えましたので、このキャッチアップの体制の実現や情報提供の徹底について、県に要望などを出していただくことはできないでしょうか。私自身も、その要望があれば県も動き、県がまた国も動かすのではないかと考えておりますが、そのことについてはいかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 積極的にそのような働きかけができるかどうかも含めまして検討してまいります。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○15番（山田富佐子議員） よろしくお願ひしたいと思います。私自身も今後ぜひ県に対してこの要望活動をしていきたいと考えておるところですので、やはり市町から上がってくる声というのは県も国に持っていくやすいのではないかと考えますので、その部分では費用の割合とか、そのところもいろいろ検討できると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後にですが、やはり接種の機会を失った女性の問題だけにはとどまらないわけです。6月の質

問でも触れましたけれども、今年の1月の国立がんセンターからの報告では、母親の子宮頸がんが出産時に羊水に混入、そして誕生直後の赤ちゃんが初めて泣いたときにこの羊水を吸い込み肺がんを発症したという事例が2例見つかったというわけです。2人の新生児は、肺がん手術やオプジーボのがん免疫療法で治療できましたけれども、母親はその後2名亡くなっております。

小児の肺がんというのは100万人に1人もいない極めてまれな例であって、これはやはり子宮頸がんを予防することが一番重要だと私自身も深く思いましたので、何とかこのワクチン接種により助けられる命があるので、ぜひともさらなる御検討をお願いしたいと思います。

それでは、2番目のたばこの健康被害についてお伺いします。

最初に、今年の4月、ルール改正がされたわけですが、その後の喫煙状況、喫煙所の使用の仕方などについて、変化などはあったのかどうか、そこら辺を見られているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 ルール見直しにつきましては、旧庁舎の段階から、4月1日から勤務時間中については全面禁煙としたところでございます。この通知については3月に発した以来、特段通知をしていなかったこともありまして、若干徹底されていなかったところも事実でございます。したがって、先週ですが、改めて通知を流すとともに、喫煙所ドアの前にその旨の貼り紙もしまして徹底したいと考えているところでございます。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○15番（山田富佐子議員） ありがとうございます。やはり、今回質問をさせていただいてよかったと思います。そのように進んで、対策をしていただけたということは大変うれしく思います。ただ、今回、米沢市にある民間の会社にお聞きしました。吸い殻は喫煙者が責任を持って始末し、清

掃員は行っていません。山田議員、それは当たり前のことですと、ある民間の会社から言われました。

全面禁煙の企業が増えている中、私ども、佐藤議員と共に2018年に南陽市にあるNDソフト株式会社を視察いたしました。この会社は、介護や福祉、医療のトータルヘルスソリューションを全国に提供している会社ですが、社員が健康で働きやすい環境をつくるため完全禁煙化を実施し、入社までに禁煙することを条件としています。

また、東京のウェブマーケティング事業のピアラという会社では、健康対策や仕事の効率化を促すため、たばこを吸わない社員に年6日間の有休を与えるスモ休制度の企業もあります。

また、奈良県生駒市では、喫煙後45分間はエレベーター使用禁止の取組もあります。45分間の根拠は、喫煙後も呼気から有害物質が出続けるという産業医科大学の研究結果に基づいています。エレベーターという密閉された狭い空間では、サードハンド・スモークの被害を受けやすいことから取組のようです。

先ほど、総務部長から御回答いただきましたけれども、実はこのことについては旧庁舎のときにも灰皿の撤去を私は要望いたしましたが、総務部長からは、市職員でなく、来庁した市民も利用するため、市民の方が携帯用灰皿を持ち合わせていない場合を考慮すると課題もあることから、灰皿の撤去は慎重に判断する必要があるとの御返答をいただきました。今日、御回答いただき、1年前とあまり変わっていないとすごく感じました。

現在、喫煙所の標榜はしていませんし、総合案内の方にお聞きしましたが、たばこを吸えるところがありますかと聞かれたときには、屋上の外であるということをお話すると、遠いから行かないほうがいいかとほとんどそんなふうにして上には上がられないことが多いということも伺っております。

ぜひ、中川市長にお伺いします。中川市長の政

策の一丁目一番地である健康長寿日本一の基本理念から考えると、市民誰もが健康で明るく、元気に社会生活を送ることができる環境に少しでも近づくよう努力していくことが大切と考えます。ぜひ、吸い殻は喫煙者が携帯灰皿を持参して片づけるような対策、清掃員の健康を大切に考えていただきたいと思います。再度質問させていただきます。いかがでしょうか。

○相田克平議長 中川市長。

○中川 勝市長 喫煙、受動喫煙につきましては、全般的には先ほど総務部長がお答えしたとおりであります。ただ、健康増進法が改正されました。今まで喫煙者のモラルということ、マナーということがそういう取組ということであったのですが、現在は社会のルールになっております。そういったことを考えた場合に、喫煙者も非喫煙者も共に快適な環境で生活できると、そういった環境づくりが重要であると思っておりますし、またそういったものを推進もしていかなければならないものと思っております。

そういう中であって、本市の職員や喫煙所の清掃をしていただいている方々の健康について、先ほど答弁があったわけでありましてけれども、今後、他自治体の取組等もしっかりと検証しながら、そして今議員がお述べになったような携帯灰皿も含めて検討をしてまいりたいと思います。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○15番（山田富佐子議員） ありがとうございます。先ほども総務部長からは、清掃員の労働というか、たばこの吸い殻の始末についてはガイドラインに載っている、また、携帯用灰皿については他自治体の状況を見ながら考えていくというお話も伺いましたが、この携帯用灰皿に変えることをやはり他自治体の状況も見ないではできないという、そういう考えでいらっしゃるということですのでよろしいのでしょうか。簡単にはできないということですのでよろしいのでしょうか。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 実は、携帯灰皿につきましては、前回御質問いただいた後に検討させていただきました。ただやはり完全に密閉されていない状態で来ると、その3次喫煙の影響もなくはないということを伺ったこともありまして、実はこれまでちゅうちょしておりました。ただ、県内自治体では、中には煙の出ないたばこだけに限っているところもありますし、携帯灰皿のみにしているところもございますので、そういったところを参考にしながら、今後関係者との相談はありますので、そういった意味で検討させていただきたいと思いましたので、このことにつきましては、より進むように取り組んでいきたいと考えております。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○15番（山田富佐子議員） 今、部長からサードハンド・スモークのお話も出ましたが、その携帯用灰皿は、きちんと例えば今チャックつきの厚めのポリ袋みたいなものもありますので、やっぱりその携帯用灰皿の臭いよりも、そうであれば衣服についた臭い、髪の毛についた臭い、これだってサードハンド・スモークなわけです。だから、携帯用灰皿にすることがサードハンド・スモークのおそれがあるというのは、私は全然、的を射ていないとすごく感じました。

ただ、今後部長も検討していただけるということですので、早急に検討していただけるように、この質問も私も今回限りとしたいとも考えておりますので、何とか早急によい方向に行くようにお願いします。

そして、実はもう一点、私は先月この質問をするに当たって、喫煙所の状況を見てきました。前日の雨で灰皿の水は床にこぼれる寸前でした。そして、一番驚いたことは、何と喫煙所に屋根がついていました。新庁舎設計時、屋根はつけない、屋根をつけると5階扱いになるとのことでしたが、5月の移転時に見学した際には屋根はありませんでした。しかし、8月の末に取り付けられたということで、大変驚きました。このことは、き

っとたばこを吸う方しか知らないのかと思います。

この費用について尋ねると、庁舎建て替え費用であるということをお聞きし、少額で議会への報告がないとはいえ、屋根をつけないとはっきり当初説明されていたにもかかわらずこのようになったということはどういうことでしょうか。大変に驚き、担当課にお聞きしました。そうすると、その方は、喫煙者への配慮とはっきり言われました。それでは、吸わない人への配慮、清掃員の健康への配慮はどうなのでしょう。喫煙者への配慮、少額でもそれが必要なのか、私は大変疑問に思いましたが、その点について改めてお伺いいたします。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 喫煙所につきましては、職員のみならず、議員の皆様あるいは一般の市民の方も利用可能でございます。受動喫煙防止の法令を遵守しつつ屋上に設置したわけではありますが、せめて雨をしのげるような工夫ができないのかという意見がありました。それを受けまして、様々検討した結果、もちろん壁はつけないわけでありまして、屋上に出る通路の屋根として設置したものであります。ただ、便宜上やはり喫煙所の場所になっておりますので、そのようなことになったわけでありまして、そのような経過で設置したところでございます。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○15番（山田富佐子議員） こういう場合の、例えば庁舎建て替えの費用というのは、いろいろ要望があった場合には今後も使えるということなのでしょう。私は、この庁舎建て替え費用というのは、例えば今旧庁舎を壊していますけれども、ああいうところに使ったりとか、あとは庁舎内のいろんな備品の中で、やはり当初の計画とちょっと違った部分があったというところで使ったりとかというのは考えられますけれども、最初から喫煙所には屋根をつけないということだったに

もかわらずそこについたということは、私は大変驚きました。

やっぱり、あの屋根は1万円、2万円ではつかないと思うのです。鉄骨でなっている屋根ですので、一体全体どれくらいあの屋根には費用がかかったのか。これは通告もしていませんし、ですが、もしお分かりになればお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 庁舎建設事業費の中では、様々細かいものなどでも変更点もございましたから、そういったものについてはその事由によってももちろん執行させていただいております。その一環といたしまして、この通路に屋根ができたわけではありますが、約130万円ほどかかりました。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○15番（山田富佐子議員） そうすると、あの屋根は5階扱いにはならない。多分屋根といっても定義があって、全部の片屋根でなっているわけではなくて、一部分の雨をしのぐという感じになっておりますので、あれは屋根には当たらないということよろしいのでしょうか。そして、5階にはならないということよろしいのか、もう一度確認させてください。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 あくまで通路の屋根でございますので、5階には該当いたしません。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○15番（山田富佐子議員） ありがとうございます。喫煙者への配慮ということですが、やはり私は吸わない人への配慮、清掃員の健康への配慮についてもしっかり考えていただきたいと思います。庁舎で働いている人の中には、もちろん吸わない人もいらっしゃるわけです。そういう人たちのことをしっかり考えていただいて、あそこに私は130万円をかけて屋根をつけられたということには大変驚きました。

この質問はこの程度にしておきたいと思いますが、次に、乗合タクシーのことについてお伺いし

たいと思います。

町なかのエリア以外の飛び地、例えば具体的に申し上げますと、加藤整形外科とか、島田皮膚科も対象になっているわけですが、私は認知症の早期発見や治療などで米沢こころの病院などの受診のニーズも今後増えるのではないかと思います。先ほど、かかりつけ医を推進している中で、この病院受診のための飛び地というのは大変よいことであると思いますので、例えば今後、市内の町なかエリア以外の飛び地の病院や医院にも乗合タクシーを使えるようにしていただきたいと考えますが、飛び地の設定や考え方などについても一度お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 町なかエリアの外に位置する乗降場所として、いわゆる飛び地でございますけれども、各地区での乗合タクシー導入を検討する際に実施した地域アンケート調査ですとか、地域からの要望を踏まえて医療機関などを設定したものでございます。

施設の位置や利用見込み、あと地域からの要望などを総合的に検討した上で、新たな施設を設定するということは可能だと考えてございますので、そうした要望があれば御相談いただければと考えてございます。

○相田克平議長 山田富佐子議員。

○15番（山田富佐子議員） ありがとうございます。先ほども言いましたが、やはりかかりつけ医を今推進していますので、かかりつけ医として米沢こころの病院などは今後高齢者、認知症で受診される方も増えてくるのではないかと。また、普通のエリア内の医院もありますけれども、やっぱり専門的な薬の調製になってくると、そういう病院の受診が必要になってくると思いますので、ぜひ地域の皆様と共に相談しながら進めていただければと思います。

最後になりますが、実は以前にも吾妻町の福祉タクシーの件は皆様に御紹介したと思いますが、

今年度は利用人数もすごく増えまして182回の利用があって、また雪だけでなく夏の熱中症対策とか、そういうのにも使えるのではないかとということで吾妻町の取組が好評を得まして、実はこのたび国交省の本にも掲載されたということをお聞きしました。東北管内における自助共助による移動手段の確保の事例集という中に、米沢市のその吾妻町の取組が載っているということで、本当にこの吾妻町が高齢者や障がい者に優しいまちづくりをするのだということで福祉タクシー事業を行って、買物に対してタクシーの補助を行っている。

そして、また今回質問するに当たりまして町内会長に伺いましたら、来年度は買物のほかに銀行や郵便局、そして病院とか医院までの受診にも使えないかどうか現在検討中だということで、すごく私はこの自助共助から考えて、本当に米沢市の垂範となっていっているこの町内の取組に対して、すごく敬意と感謝を申し上げるわけですが、やはりこういう取組が、もちろん乗合タクシーもそうですけれども、町内の障がい者、高齢者をすごく守っていく、こういう活動というのはすばらしいことだと思いますので、やはりこういう動きを市内各所にも、なかなか予算的な問題もあるでしょうけれども、ぜひ米沢市からも支援をいただきながら、やはりこういう事例を大きくつくっていくということも私は大切なのではないかと思いますので、紹介だけにしておきたいと思います。ありがとうございます。

以上で終わります。

○相田克平議長 以上で15番山田富佐子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前10時59分 休 憩

~~~~~

午前11時09分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に進みます。

一つ、「ジェンダー平等社会」を目指す施策を構築するべきではないか外1点、9番高橋英夫議員。

〔9番高橋英夫議員登壇〕（拍手）

○9番（高橋英夫議員） こんにちは。

日本共産党市議団の高橋英夫でございます。

本日は、お忙しいところ、たくさんの方が傍聴に来られました。誠にありがとうございます。

それでは、早速質問に入りたいと思います。

今年の世相を反映した言葉を選ぶ「2021年ユーキャン新語・流行語大賞」が1日に発表されました。年間大賞には、アメリカの大リーグ、エンゼルスの大谷翔平選手の投打にわたる活躍を表した「リアル二刀流／ショートタイム」が選ばれました。大谷選手は、先発投手と指名打者を兼ねる二刀流で躍動、投手として9勝、打者で46本塁打、100打点などを記録して、ア・リーグMVPに満票で選出されました。活躍だけでなく、球場でごみを拾う姿や、審判への敬意ある振る舞いも話題となりました。「リアル二刀流／ショートタイム」が年間大賞になったのは誰もが納得できたのではないのでしょうか。

大賞以外に選ばれた言葉は、「うっせえわ」、「親ガチャ」、「ゴン攻め／ビッタビタ」、「人流」、「スギムライジング」、「Z世代」、「ぼったくり男爵」、「黙食」などですが、私にとっては「ジェンダー平等」が選ばれたことが特にうれしいことでした。

今回の質問の1つ目の大項目がジェンダー平等に関するものですので、この言葉が今年の新語・流行語大賞のトップ10に選ばれたことで、大いなる勇気と確信を得たという気持ちでおります。

ジェンダー問題は、今日本国内だけでなく国際的にも大きな解決課題となっており、SDGsの17のゴールのうち5番目が「ジェンダー平等を実

現しよう」となっています。

また、国連では、「女性に対する暴力撤廃の国際デー」を11月25日と制定し、現在も女性に対する暴力をなくそうと行動する国際的キャンペーンが世界各地で展開されています。

11月25日の国際デーを控えた24日、国連はオンラインによる記念フォーラムを開催しました。グテーレス事務総長は、女性への暴力が「最も蔓延し、差し迫った人権侵害となっている」と国際社会が撤廃に取り組むよう呼びかけました。世界人権デーに当たる12月10日までの16日間、世界各地でジェンダーに基づく暴力をなくすための行動が続きます。

シマ・バホス国連ウィメン事務局長は、「暴力にさらされる女性や女子は全ての人の身近にいる」と指摘。紛争や気候変動による自然災害、食糧危機などの中で女性への暴力が悪化し、7割以上の女性が暴力を経験しており、コロナ禍によりDV増加という影のパンデミックも各国で発生していると述べました。その上で、「希望はある」と語り、女性の権利を守る運動が政府に責任を果たさせるため世界各地で活動していると称賛しました。

グテーレス事務総長は、欧州連合（EU）で加害者起訴は2割以上増え、84の法律が成立・強化され、60万人以上の女性が保護・支援サービスにつながったと成果を紹介しました。「変えることは可能だ。我々の努力を倍にして、共に取り組み、2030年までに女性と女子に対する暴力を撤廃しよう」と訴えました。

フォーラムには各国のNGO（非政府組織）指導者など、市民社会代表、政府代表らが参加、「女性への暴力は世界の緊急課題だ」、「女性への暴力は減らすのではなく根絶させる」、「共に立ち上がり行動するときだ」などと発言しました。

このように、国際的にも機運が高まりつつあるジェンダー問題、SDGs未来都市である本市は、ぜひジェンダー平等の取組においても先進自治

体として施策を具体化するべきと思います。

そもそも、ジェンダーとは何でしょうか。短く言えば、社会的・文化的性差です。社会的・文化的な役割としての男女の性を意味し、人間社会における心理的・文化的な性別、社会的な役割としての男女の在り方、男らしさとか、女はこうあるべきといった通念を意味します。

SDGsの「ジェンダー平等を実現しよう」は、「全ての人が性別にかかわらずに平等な機会と権利を持ち得る社会をつくること」、または「対等な人間関係が織りなす社会をつくること」と言い換えることができます。この崇高な目標を達成するために、米沢市ができることは何か、そのような視点から数項目の質問及び提案をしていきたいと思っています。

初めに、本市におけるDV・性被害の実情をお伺いします。

昨年来のコロナ禍で、夫婦あるいは親子で家にいる時間が増え、このことにより、DV、虐待が増加するという悲しい現実が報道されてきました。本市における実情はどうなっていますか。

関連して、DV・性被害の相談窓口、ワンストップ支援センター、民間シェルターといったものが存在しているのか、機能しているかについても伺いたします。

次に、自治体「パートナーシップ制度」について質問いたします。

自治体「パートナーシップ制度」とは、同性カップルの関係を婚姻と同様の精神的・経済的絆を持った関係であると確認した自治体が、宣誓受領書などの公的書類を当該カップルに交付する制度です。

日本で最初に同性パートナーシップ制度を導入したのは渋谷区と世田谷区で、どちらも2015年11月5日に交付を開始しました。それからちょうど丸6年が経過しましたが、現在までに130の自治体が導入しています。

国の法整備が著しく遅れているために、同性カ

ップルの人たちは当たり前働き暮らしていく上で、様々な不利益、不平等、人権侵害を被っておられます。あらゆる偏見と差別を地域からなくしていくという意味においても、自治体パートナーシップ制度の持つ意味は大きいと考えます。本市においても導入を急ぐべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、介護労働者及び保育士の処遇の現状について伺います。

これらの職種は、日本においては家事の延長上の仕事というイメージがあったのか、女性の仕事とされて、賃金の面ではその他の男性の割合が多い職種と比較すると、かなり低い水準のまま現在もその状態が続いています。

介護の仕事も保育の仕事も直接、命と関わる重要かつ尊い仕事です。定められた配置基準から見ても決して楽な仕事ではなく、きついのに給料が安いというのが現実なのではないでしょうか。今のままでは介護労働者も保育士も担い手がどんどん減っていく危険性があります。ケアの現場を担う労働者の処遇改善を急ぐべきと考えますが、どうでしょうか。現状をどう認識されていますか、伺いたします。

次に、本市における「生理の貧困」に対する対策について伺います。

昨今、生理の貧困という言葉が広がっています。コロナ禍の影響で収入が減少し、生理用品の購入が困難となっている女性たちの存在も報じられました。生理用品までお金が回らず、小まめに交換ができない。最悪なケースとしてトイレットペーパーで代用するという話もあります。

生理の貧困とは、経済的貧困だけが原因ではありません。配偶者からのDV、保護者によるネグレクト——養育放棄のことです。父子家庭の場合、父親からの理解が得られないことによって入手できない、また羞恥心から購入することが難しいというケースもあります。残念なことに、日本の社会では生理は恥ずかしいことという誤った認

識が定着しています。女性の生理は、人類が子孫を残すための必要不可欠な生理現象にもかかわらずであります。本当の意味でのジェンダー平等を実現するためにも、女性の生理の問題の解決は非常に重要です。

生理用品がなければ、全ての女性が学校にも行けない、仕事もできない、日常生活すらともに営むこともできません。トイレにトイレットペーパーがあるように、生理用品も学校や公共施設のトイレに無料で使えるような整備はできないでしょうか。このような取組は、諸外国でも日本の幾つかの自治体でも先進例をつくっています。本市においては、生理の貧困に対してどのように取り組まれているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、本市におけるリプロダクティブ・ヘルス&ライツ——日本語では、性と生殖に関する健康と権利のことです。この取組についてお伺いいたします。

女性が安定した健康的な生活を築いていくためには、望まない妊娠を避けることができ、産まない選択をした場合には中絶できることが不可欠です。これがリプロダクティブ・ヘルス&ライツの保障です。

産婦人科医で「性と健康を考える女性専門家の会」の早乙女智子会長は、日本での喫緊の課題は、若年層、低所得層の避妊・中絶の無償化と指摘しています。

コロナ禍で、突然の休校措置が取られた昨年3月から、NPO法人ピルコン、これは緊急避妊薬の薬局での入手を実現する市民プロジェクトです。このNPO法人ピルコンには、10代からのメール相談が倍増し、1か月当たり100件ものメールが入りました。その4割超が妊娠・避妊関連でした。

10代の望まぬ妊娠は、経済的・精神的に大きな打撃である上、本来保護されるべき女子生徒が何のケアも受けられず、逆に死体遺棄・殺人など刑法犯にされることもある重大な問題です。10代の

避妊・中絶を無償化することは、当事者に周囲に助けを求めていいという強いメッセージとなり、悲劇的な事態の回避につながるものです。

これらの関連予算を国に求める、相談窓口を設ける、緊急避妊薬の使用や初期中絶の方法を研究するなど、本市としてリプロダクティブ・ヘルス&ライツに取り組む必要があると思いますが、いかがでしょうか。

次に、小中学校におけるジェンダー平等の取組についてお伺いします。

昨今、全国的に広がる学校の取組として、男女混合名簿と中学校における女子生徒のスラックス導入があります。子供と保護者が同時にジェンダー平等を考える、学ぶ上で、簡便にして大切な取組であると考えます。本市の取組の状況をお伺いいたします。

次に、2つ目の大項目の質問に移ります。

2つ目の大項目は、学校給食への食材を納入している地元業者との支え合いをどう発展させるのかであります。

現在、米沢の学校給食は自校方式での調理を行っており、給食の食材は学校ごとに地域の業者に発注しています。取引を行っている業者や農家の数は実に300者になります。米沢の子供たちは、そのような地域の業者や農家からの食材を使っているおいしい給食を食べさせていただいているわけですが、同時に地元の業者や農家も、学校給食があることで仕事にやりがいを感じ、経営的にも支えられるという好循環の形で運営されているのが現在の米沢の学校給食です。このことはとても素晴らしい取組であり、地域の誇りであり、今後ますますこの好循環の輪を太く大きくしていくべきと考えます。このような観点から質問いたします。

小項目の1、地元納入業者への依存率を高めることは、地産地消と地域経済の循環を高めることになります。どのような取組をなされてきたのでしょうか。

小項目2、中学校がセンター化されることにより、地元業者との支え合いの關係に大きな変化が生じる懸念があります。どのような認識でしょうか。学校給食は、子供たちの体と健康を支えるものであると同時に、地域に根差し、地域経済や環境づくりにも貢献できる大切な事業です。子供たちと地域にとって、明るい未来が指し示されるような前向きな議論となるように期待いたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、1、「ジェンダー平等社会」を目指す施策を構築するべきではないかのうち、(1)、(3)、(4)についてお答えします。

初めに、(1)本市におけるDV・性被害の実情は、またDV・性被害相談窓口、ワンストップ支援センター、民間シェルターの現状はについてお答えいたします。

DVと性被害の状況についてですが、本市で受けたDVの相談件数は、令和元年度が延べ件数70件、令和2年度も同じく延べ件数70件であり、令和元年度と比べて令和2年度が増加している状況にはありませんでした。また、令和2年度4月から9月までの上半期と今年度の上半期の件数では、令和2年度が55件に対し、今年度が16件であり、増加しているとの認識はないところです。

相談の多くは、身体的な暴力をはじめ、大声でどなる、ばかにする、行動を監視するなどの精神的な暴力など、夫からの暴力に悩む女性からの相談であり、年齢では20代から70歳代まで幅広く、30歳代女性からの相談が一番多いという状況です。

性被害の相談については、令和2年度、令和3年度上半期ともに受けていないところです。

DV・性被害の相談窓口、その他支援機関については、市の子ども家庭課のほか、県の配偶者暴力相談支援センターが県内の各総合支庁に設置

されているほか、山形県男女共同参画センターエリアでも相談に応じています。

また、24時間電話対応している窓口として、警察安全相談、NPO法人サポート唯のDV被害者電話相談、一般社団法人社会的包括サポートセンターの「よりそいホットライン」などがあるほか、性被害については、やまがた性暴力被害者サポートセンター、通称「べにサポやまがた」というワンストップ支援センターなど、様々な支援機関があり、相談の際に紹介するとともに、相談内容に応じて適切な支援機関へとつないでおります。

民間シェルターについては、市内での存在は認識しておりませんが、県内に公的なシェルターがあり、緊急避難が必要で身を寄せる場所がない方については、関係機関と連携しながら、子ども家庭課で公的なシェルターへの入所措置を行うなど、DV被害者の安全の確保に努めているところです。

次に、(3)ケア労働者である介護労働者、保育士の処遇の現状をどう認識しているかについてお答えいたします。

初めに、介護職員の処遇改善の状況についてお答えいたします。

介護職員の処遇改善については、平成21年10月から平成23年度末まで介護職員処遇改善交付金が支給され、平成24年度からは介護職員処遇改善加算制度として介護給付費の中に含めて各施設に給付されています。

この加算には、介護職員の任用の際における職責、また職務内容に応じた任用・賃金などの要件を定めるキャリアパス要件と、資格取得の機会を求める職員に対し研修等の受講支援を行うなどの職場改善要件があり、介護職員の労働環境、処遇の改善を求めるものとなっています。

また、令和元年10月からは、経験・技能がある介護職員に月額8万円の改善などを支給条件とした介護職員等特定処遇改善加算が創設されました。

厚生労働省の調査では、介護職員処遇改善加算を取得した事業所について、平成31年2月と令和2年2月の平均給与額は約9,000円の増、また介護職員等特定処遇改善加算を取得した事業所における平均給与の額は1万8,000円の増となっています。

本市において、令和2年度に介護職員処遇改善加算を取得した法人は37の全法人で、うち介護職員等特定処遇改善加算を取得した事業所は24法人でした。

続いて、保育士等の処遇改善についてお答えいたします。

民間立の認可保育所においては、平成25年度、平成26年度に保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金により、保育士の処遇改善が図られたところです。子ども・子育て支援新制度が導入された平成27年度以降の民間立の認可保育所、認定こども園、施設型給付を受ける幼稚園の保育士、幼稚園教諭などの処遇改善は、委託費や給付費の基本分に加算する方法で給付されています。

この加算は、賃金のベースアップを目的とした処遇改善加算Ⅰと技能・経験に応じた職員の手当等のための処遇改善Ⅱがあります。職員の経験年数や配置数、入所児童数などを基準に各法人が申請する方法で、県で加算を認定し、市において給付しているものを各法人が各職員へ配分する仕組みとなっています。

この制度導入により、国の制度設計上では月額平均給与額を処遇改善加算制度開始前の平成24年度と令和3年度を比較し、処遇改善加算Ⅰで約2万1,000円、処遇改善加算Ⅱで5,000円から最大4万円の増額となっています。

本市において、令和2年度この加算を申請した事業所は、処遇改善加算Ⅰで24の全事業所全てで申請を行い、処遇改善加算Ⅱでは12の事業所となっています。

このように、介護職員、保育士などの処遇改善は、国の制度を活用し、各法人等の状況に応じて

改善が図られているものと認識しているところです。

なお、現在国では介護職、保育士等の賃金改善を行う動きもあることから、今後とも国の動向を注視してまいります。

続いて、(4)本市における「生理の貧困」に対する対策の現状はについてお答えいたします。

生理の貧困が社会問題となっており、本市におきましても、今年の5月から経済的な理由などにより生理用品が十分に手に入らない状態にある女性の生活支援として、生理用品の無償配布を実施しております。

実施内容につきましては、市内の大学及び専門学校的女子学生と社会福祉課において実施している生活応援商品券配布世帯に生理用品を配布しているところです。受け取った学生からは、不安な生活の中で支援をしていただきありがたいとの感謝の声が寄せられているところです。

私からは以上です。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、1の(2)の自治体「パートナーシップ制度」に関してと、(5)のリプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する御質問についてお答えいたします。

初めに、自治体「パートナーシップ制度」についてですが、これは各自治体が同性同士のカップルなどを婚姻に相当する関係と認め、証明書などを発行する制度であります。婚姻と同等となるような法的拘束力はありませんけれども、公正証書といった2者間での契約に基づいて証明書を発行するような仕組みでは、ある程度の実効性も担保されるようであります。

これまで、全国130の自治体で導入され、2,000組以上が認定されており、政令指定都市では16市が、都道府県では茨城県、群馬県、大阪府の3府県が導入しております。全国での人口カバー率は4割を超えておりますけれども、自治体数の割合

では約7.3%程度となっており、東北地方では唯一、青森県弘前市が令和2年12月に導入しております。

本市の現状としましては、まだまだ多くの市民に理解をいただいている状況にはなく、このような制度の導入に否定的な考えをお持ちの方も少なくないと考えております。制度を導入するためには、広く市民の方の理解を得ることが重要でありますので、まずはこれまでも行っているジェンダー平等に向けた意識啓発活動の一環として、この制度の持つ意義や導入によって期待できる効果、考え方などを広く周知し、多くの市民に理解を深めていただくことから始めたいと考えております。

次に、(5)のリプロダクティブ・ヘルス&ライツに関する御質問についてお答えいたします。

リプロダクティブ・ヘルス&ライツは、女性の体や性の問題を健康と人権という観点から捉え、女性が自分の健康や生活状況を見つめ、子供の人数や出産の時期、思春期や更年期における健康上の問題など、生涯にわたって自分の体について主体的に選択し、自己決定する権利を保障しようという考え方のことであります。

本市におきましては、これまでも男女共同参画基本計画の中にリプロダクティブ・ヘルス／ライツの取組を位置づけ、各種啓発活動のほか、高校生向けの赤ちゃんふれあい体験事業の実施や学校教育での性に対する教育、一般向けには健康福祉部の関係課を中心に情報提供や相談体制の充実などに取り組んできております。

議員からは、特に10代の望まない妊娠に関する御質問がありましたが、市では主に健康課が、県では女性相談センターが相談窓口となっております。また、性犯罪や性暴力に関するものは、国が全国共通の短縮電話番号＃8891、「はやくワンストップ」を設け、先ほど健康福祉部長が申し上げましたが、山形ですと「べにサポやまがた」につながる仕組みとなっております。

なお、厚生労働省のホームページでは、緊急避妊に係る対面診療が可能な医療機関などが紹介されており、本市内の産科・婦人科も掲載されております。

そうした相談窓口などをより広く周知することで、望まない妊娠の防止を図るとともに、本市におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツの取組のさらなる充実を図っていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、初めに大項目1、「ジェンダー平等」を目指す施策を構築するべきではないかのうち、(6)本市の小中学校における男女混合名簿の導入の現状は、あわせて、中学校における女子生徒のスラックス導入の現状はについてお答えいたします。

本市の男女混合の名簿は、小中学校合わせて数校導入しており、導入に向けて検討している学校も数校あります。また、各学校の様子としては、児童会や生徒会においても、性別に関係なくリーダーシップを発揮している子供たちが多くおります。中学校の野球部やサッカー部に女子生徒が所属することも、男女混合の部で女子生徒が部長を務めることもあります。清掃や給食当番、除雪等の活動においても、全員が平等に仕事を担当し、責任を持ってその役割を果たすよう指導しています。

次に、中学校における女子スラックス導入の現状についてお答えいたします。

本市として明確な規定は設けておりませんが、中学校では、本人及び保護者から要望があった場合、女子生徒がスラックスを着用することを認めているという事例があります。また、女子生徒用にデザインを変更したスラックス作成を検討中の学校、今年度中に作成が完了し、来年度から選択することが可能な学校もあります。ジェンダー

ギャップ解消に向けて、様々な手だてを取っていくことも大切であると考えております。

自らを大切に、他者を尊重し、性別にかかわらず多様な生き方や考え方を認め合うことができる児童生徒たちは、将来にわたり仕事や家事、子育て等様々な場面で互いに協力し合い、共に困難を乗り越えていくことができると考えます。そのような一人一人がこれからの米沢を支えていく担い手となることを信じて、今後も個に寄り添った指導を継続してまいります。

次に、大項目2、学校給食へ食材を納入している地元業者との支え合いをどう発展させるのかについてお答えいたします。

初めに、(1) 地元納入業者からの食材納入についてのこれまでの取組についてです。

現在、学校給食の食材の納入については、各学校の判断において行っています。食材の種類や量、価格などによって業者を決定し、購入しています。食材を新鮮なまま納入するためにも、できるだけ地元業者から購入したいと考えておりますが、加工品や季節によって数量に制限がある場合には、なかなか地元から納入ができないこともあります。また、価格を少しでも安くするために、共同購入の仕組みを活用し、一度に大量に購入することもあります。

また、地産地消については、共同購入の取組の中で、生産者、青果物市場、納入業者の協力を得ながら、学校給食で効率的に地場産農産物を購入できるように取り組んでいます。対象品目は今年度1品目増えて13品目になりましたが、令和7年度までに対象品目を15品目まで増やすことを目指しており、今後とも地産地消の推進を図っていきたいと考えているところです。

次に、(2) 中学校給食が共同調理方式を採用することで、地元業者との支え合いの關係に大きな変化が生じるのではないかとということについてお答えいたします。

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健

全な発達のため、栄養バランスのよい調和の取れた食事を提供するとともに、食に関する生きた教材として重要な役割を担っています。また、食に関わる全ての人々への感謝の心を育てることも重要と捉えています。

地元業者からの納入を促進することで、地産地消を含め、地場産農産物の生産・消費の拡大や、ひいては地元業者や農家の方々を支えることにもつながるということは認識しております。今後、共同調理場になることで、地元業者や農家の方々と支え合いの關係が後退してはならないということも認識しており、現在、他自治体の事例等の研究を進めているところです。

しかしながら、こういった取組の推進は、教育委員会だけではできないものと捉えています。生産、流通、消費に関わる全ての關係者が連携をしながら取り組む必要があります。

具体的には、教育委員会は消費者の立場として、市の關係部局は農業や産業振興の立場として、生産者や小売業者は生産、流通の立場として、それぞれの立場で役割を認識し、市全体での推進が重要と考えておりますので、今後とも、關係機關との連絡・調整を図り、システム構築について検討を進めてまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○9番(高橋英夫議員) 御回答ありがとうございました。

まず初めに、DV・性被害の問題、先ほどの回答によりますと、相談件数は令和元年で70件、令和2年で70件ということで相談はあったと。ただ、性被害はなかったということなので、そこはちょっと安心するという感じのところがありましたけれども。

ところで、昨年の特別定額給付金というのがあったときに、世帯主にお金が入るという仕組みのために、世帯主と離れて生活しているような、例えばDV被害の女性たちがその給付金を受け取

ることができないということに対して配慮が必要だということがあったと思うのですが、具体的に米沢市ではこの件について対応した事例はあったのでしょうか。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 昨年度の特別定額給付金におきまして、総務省からの通知に基づく処理として行った件数を申し上げれば、本市では2件、6名について給付しております。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○9番(高橋英夫議員) ありがとうございます。  
それで、これらのDV・性被害等の窓口、米沢市では主に子ども家庭課ということでしたけれども、これを担当されているのは婦人相談員の方でしょうか。いらっしゃいますか、そういう方が。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 子ども家庭課内に婦人相談員を配置し、DVをはじめとして女性が抱える様々な悩みについての相談に応じております。婦人相談員は会計年度任用職員ですので、こちらは母子・父子自立支援員と兼務している状況となっております。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○9番(高橋英夫議員) 会計年度任用職員ということは、もちろん期間限定の雇用だと思いますので、そういう意味では不安定雇用と言えるのかと思うのです。これは全国的にそういう傾向なのですけれども、コロナ禍でDVとか性暴力、生活困窮、自殺など、女性たちの困難がより顕在化しているのですが、これらの困難を抱えた女性たちの相談や支援の最前線を担っているのが、米沢市でいえば今御紹介された相談員の方なわけです。しかし、高いスキルが必要で責任が伴う専門職でありながら、処遇が非常に低いという状態です。こういう大変な仕事をしている人たちの処遇改善というのが必要ではないでしょうか。いかがですか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 確かに婦人相談員の役割というのは非常に大きいものがあると思っております。現に、相談件数が結構増えているような状況もございます。ただ、相談に応じるに對しましては、一人で対応を全て行っているわけではなく、ほかの担当の職員、これは正規職員になりますけれども、職員も併せて問題解決に当たっているとっております。処遇改善につきましては、現在の市の規定に準じて対応しているところであります。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○9番(高橋英夫議員) その市の規定の中に含まれているかどうかですけれども、全国的にはその婦人相談員の運動もあって、処遇改善のために非常勤手当への国庫補助というものが少しずつ増額してきたと。それで、補助基準額の最高というのが、研修受講者で19万7,700円、未受講者では15万3,900円で2021年度、これは国の負担が2分の1だそうですが、これは米沢市はどうなっていますか。その国庫補助ですか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 米沢市におきましては、その補助については採用していないところです。また、婦人相談員につきましては、確かにスキルが必要だということで、様々な研修を受けてはいただいております。そういう研修の中でスキルアップを図っていただいております。また、経験年数などにつきましても、さきの嘱託職員等と違いまして継続して任用ができるような制度になっておりますので、継続してこちらの業務には当たっていただいているところです。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○9番(高橋英夫議員) ぜひ、そういう専門職の方たちですので、しっかりした処遇なりを、さっきの国の制度も含めて検討していただきたいと思います。

次に、自治体「パートナーシップ制度」について伺います。

先ほど、企画調整部長から、この制度の導入と  
いうことに関していえば、なかなかまだ市民の理  
解が得られないのではないかという話がありま  
した。ところで、こういう同性パートナー、同性  
カップルという人たち以外の方も、いわゆる性的  
マイノリティーという方がおられるわけです。L  
G B Tという言い方もする場合もあるし、そのL  
G B Tにたくさんのまた文字がつく場合もあり  
ますけれども、一体全体この日本の国内で人口比  
にしますと、このL G B Tという当事者の方たち  
というのは人口比でどのぐらいおられると認識  
されておりますか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 L G B Tの方の人口比率  
につきましては、公的な統計はないと認識してご  
ざいますので、はっきりしたことは申し上げられ  
ませんけれども、複数の民間による調査などでは  
全人口の数%から1割程度存在するという調査  
結果があることは存じているところでございま  
す。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○9番（高橋英夫議員） 私が調べたところでも、  
部長の今の回答と同じようなことです。調査する  
会社等によって違うようです。私の手元には、株  
式会社L G B T総合研究所が調査した数字がご  
ざいます。国際的な比較もしています。アメリカ  
は約3.8%、イギリスは約2.0%、フランスでは  
7.0%、オーストラリアでは約3.4%、ドイツは  
11.0%、スペインは14.0%、そしてこの会社の調  
査では日本では約10.0%とあります。

また、別の調査会社、電通ダイバーシティ・ラ  
ボの2018年調査では約8.9%、また、働き方と暮  
らしの多様性と共生研究チーム、2019年の調査で  
は8.2%ということで、数%から1割ぐらいとい  
うのは決して少ない数字ではないと、本当に私た  
ちの身近にそういう人たちがいるのだというこ  
とを私は実感しております。

そういう意味では、まだ市民の理解を得られな

いのではないかという話がありましたけれども、  
しかし、そういう窓口がありますよ、取組が進ん  
でいますよということは、米沢市全体が地域から  
そういった差別や偏見をなくしていくという動  
きに対して非常に前向きであるということを発  
信するということになりますし、決してそういう  
ニーズを持っている人たちがいないのではなく  
て、今は見えない、見えていないという現状で  
すので、そういった取組が起これば、大変よかつ  
たと歓迎してくださる方たちも多分おられるの  
だろうと。人口比から考えますとそのように私は  
思いますが、そういう地域全体のジェンダー平等  
であったり、差別をなくしていこう、そういう動  
きに連動していくのだと、私はそう思って今この  
ことを提案させてもらいましたが、そういった流  
れをつくっていくということについてはどのよう  
にお考えでしょうか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 大変重要なことだと  
は認識してございますけれども、先ほども申し上  
げましたとおり、やはり市民の方に理解していただ  
くということが一番大事かと思っておりますので、  
そういった活動を継続して取り組む中で、さら  
にこういった制度についても検討していきたいと  
考えております。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○9番（高橋英夫議員） 繰り返しになりますけ  
れども、決して存在しないわけではなくて、見え  
ていないということだと私は思っているのですが、  
ところで、そういった同性カップルの皆さんがど  
のような困り事を抱えておられるか。制度的に法  
整備が進んでいないということによって、どのよ  
うな困り事を抱えていらっしゃるかと考えです  
か。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 現在のところ、本市にお  
いてはL G B Tの方からの御相談というのは受  
けていないところでありますので、一般的なこと

で申し上げますと、例えば病院等においてパートナーが入院されたときに入院手続きができなかったり、主治医から病状の説明が受けられなかったり、あとは集中治療室に付き添うことができないといったことなどがあります。

また、パートナーが亡くなった場合には、遺言状なしには遺産を相続することができなかったり、一緒のお墓に入ることができなかったりなどということが考えられます。

そのほか、パートナーやその子供、親の看護や介護のための休暇を取得できなかったり、あるいは公営住宅への入居を申し込むことができなかったりなどということで、男女が婚姻関係を結んでいれば問題なくできることができないということが困り事になっているようでございます。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○9番（高橋英夫議員） 今、そういう話を聞きますと、本当にもしこれが自分の身だとかどうかと考えたときに、大変な不利益といいますか、不平等にさらされると思ったのです。ですから、部長のさっきの回答からすると、今々立ち上げるという感じではないというか、市民の理解もまだ広まっていないということでしょうけれども、やっぱりこんな不利益を現在被っているという方たちが見えないけれどもいるということを考えれば、ぜひこれはそういう仕組みづくりということは手をつけてもいいのではないかと思うところです。

次の質問に移ります。介護労働者や保育士の賃金、処遇の件です。

先ほど、山口部長からこの間いろいろ処遇改善がなされてきたという話がございました。ただ、そういう取組がこの間なされてはきているのですけれども、厚労省が毎年調査しています。産業別にどういった賃金なのかということと比較できるような調査を毎年しているのです。それを見ますと、全産業の労働者の平均の金額というのは、これは男女平均ですけれども、およそ30万円です、現在。それに対して、保育士の月平均賃金という

のは23万7,000円、それから介護労働者の場合は23万4,439円です。ということは、その全産業の平均と比べると、7万円ぐらい差があるというのが実態のようです。

先ほども申し上げましたけれども、きついのに給料が安いというそういう仕事に今なっているわけです。ですが、本当に人手不足が深刻です、介護現場でも、保育の現場でも。そういう意味で私は、これは国の仕組みですので、国の大本が公定価格などを変えないと変わっていかないという問題があります。

今回、岸田内閣は成長と分配ということで、この介護労働者、保育の労働者の賃金を月額9,000円、年額で11万円くらい上げるとことを言われましたけれども、今申し上げたように何千円ではないのです。7万円から10万円とかそういう開きなのです。桁が違うのです。ぜひこれは国に処遇改善になるように、市長会等を通して要望していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 確かに月額で5万円程度差があるという状況となっております。この状況も踏まえながらですけれども、全国市長会では介護職員等の賃金水準の底上げについて毎年国へ提言を行っております。このようなことから、本市についてもこれに準じた対応となるかと思っております。

なお、国では、来年以降の賃上げに向けた動きも始まっておりますので、今後とも継続した改善が行われるよう、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○9番（高橋英夫議員） 壇上での質問の中でも言いましたけれども、介護の仕事とか、保育の仕事というのが女性の仕事だという長年のそういう定着されたイメージから賃金も安く抑えてきたということがありますので、これはまさにジェンダ

一平等を求めていく際に、こういった職場が当たり前に男女平等で給料がもらえるというふうに変えていくという大きな課題につながっていきますので、ぜひその取組を続けていただきたいと思います。

次に、生理の貧困のことについて質問いたします。

先ほど、米沢市内では大学、専門学校、それから社協とかで配っているという話がございました。私は、これをぜひ小中学校などにも配布できないかと思っているのです。それで、国際的にも今非常にこの取組というのは進んでおります。スコットランド議会では、昨年11月ですか、労働党が提出した生理用品の無料提供法案が全会一致で可決しました。

また、韓国のソウルでは、2016年10月からは低所得層の10代に生理用ナプキンの支給を行ってきました。2018年10月からは、公共機関11か所で非常用ナプキン配置を始めました。2019年6月からは、青少年施設、図書館、福祉館、女性施設と市内160か所に配置しました。そして、2019年11月には全ての満11歳から18歳への女性への無料化条例というものを可決しました。

フランスにおいては、大学の寮や保健施設に生理用品を無償提供する機械を設置しました。全国1,500か所です。ニュージーランドにおいては、全ての小中学校で生理用品を無償提供と。多くの国で生理用品提供が学習権の保障であり、尊厳ある生理期間を過ごせないことは身体的・精神的・社会的に有害な影響があるなど人権に関わる問題として議論されています。

一方、国内ではどうでしょうか。兵庫県の明石市、2021年3月に生活困窮者に対して男女共同参画センターや児童相談所などでの配布、市内の小中学校などでも保健室で希望する生徒らに養護教諭が渡すことを決定しました。

奈良県大和郡山市では、6月1日から昼用38枚入りと夜用20枚入りをセットにして、小学4年か

ら中学3年の女子児童生徒に学校の保健室で希望者に配布しております。市役所や保健センターなど7か所で希望者に配布ということもやっております。

群馬県では、県立学校や県の施設で無料提供しています。沖縄市では、小中学校、児童館、子供の居場所などで無料提供をしています。京都市でも、市内の学校で4万袋を決定しました。神奈川県大和市では、市内の全中学校のトイレに生理用品が巾着袋に入れて設置されて、人の目を気にせず自由に使えるというやり方が導入されました。

このように、今国際的にも、また国内的にも生理用品の無料配布といった取組がどんどん進んでいます。米沢市でも、先ほどは大学、専門学校から社協という話でしたけれども、小中学校のトイレにも配布するとしてはいかがでしょうか。どうでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 小中学校のトイレにというお話でした。せんだって、中学校の現状を確認させていただき、現在もやはり少数ではありますが、生理用品の準備が難しいという御家庭には保健室での対応も行っているということでしたので、これからも状況を確認しながらですが、そのように保健室での対応などというところを続けていきたいと思っていますところ です。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○9番（高橋英夫議員） 今のお話は、全ての学校ではないですね、一部ですね。どうですか、その辺の実態は。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 対応が必要な生徒というところでは全ての学校ではございませんが、小学校・中学校保健室では緊急時も含めて準備はしておるところです。

○相田克平議長 高橋英夫議員。

○9番（高橋英夫議員） 女子トイレ全てとは言わないまでも、例えばある学校では保健室に一番近

いトイレのところに配置しているというそういった事例もございます。ぜひ、研究していただきまして、生理の問題、ジェンダー平等を真の意味で達成するためにも、女性の生理現象におけるあらゆる負担をみんなで共有、理解し合い、共に考えるという立場でぜひ御検討いただきたいと思います。

では、最後に給食における地元業者との支え合いの問題について伺いいたします。

センター化に進むということは、これは学校給食基本方針の中にも、効果的かつ効率的な給食の実施体制を構築するとあります。合理化とか効率化を目指していれば、当然、食材納入も安定的とか、あるいは確実に、そして大量な仕入れも対応できるということに当然なってくると思うのです。

先ほど、教育長からは、教育委員会だけではなくて、いろんな部署の力を借りてそういう体制をつくっていく、研究していくという話でありましたけれども、現実にはなかなかセンター方式になれば、そこまでその体制というのが機能できるかという心配もあります。例えば鶏の空揚げで例を言いますと、現在、鶏の空揚げの場合は私が聞いたところによりますと、肉屋がサイズをちゃんと切り分けて、そして味つけをして、衣をつけて納入しているという話を聞きましたけれども、これ自校方式だからできると思いますけれども、センターになったら2,000食を超える食数で、そうすると絶対1つの肉屋ではできませんから、複数の肉屋で作るのかとなるわけですが、その肉屋からの声としては、そういう納入方式をして、もし万一食中毒などが起きたときに、一体これ誰が入れたのだとなって、非常に問題解決が難しい。あるいは営業停止というのがどんなふうになるのかなどということの心配もありました。いかがでしょう、私はそう考えると、当然大量に仕入れることのできる冷凍食品等に傾くのではないかと思います、そういった現場の様子などもイ

メージしていただきながら、センター方式になって以降、今まで以上に地元業者との取引が継続、発展できるのか、改めて伺いいたします。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 共同調理方式の導入に際しまして、給食食材の納入につきましては、やはりこれまで同様、できるだけ地元の方々にお世話になれるようにしたいと考えておるところです。これから、どのようなやり方があるのか、やり方が可能なのかという、安定的に納入できる、納入していただける仕組みの構築も含めて、米沢ならではのものも引き続き検討してまいりたいと、そのように考えております。

○相田克平議長 以上で9番高橋英夫議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時09分 休 憩

午後 1時09分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、若者が親によって人生を大きく左右されない社会に外2点、7番小久保広信議員。

〔7番小久保広信議員登壇〕（拍手）

○7番（小久保広信議員） 昨年12月定例会でトップバッターだった以来の一般質問初日ということで、まして午後一番ということでもありますので、お昼御飯も食べて非常に眠くなる時間帯かと思いますが。皆さんの眠気を払うような質問になるのか、眠気を誘うような質問になるのか分かりませんが、当局の皆さんには真摯な答弁をお願いして、質問に入りたいと思います。

若者が親によって人生を大きく左右されない社会にというタイトルでございますが、若者が親によって人生を左右されることを、今若者の間で

「親ガチャ」という言葉で言われています。このことに関連して質問いたします。

親ガチャとは、若者たちがネット上のスラングとして使い始めた言葉です。運の要素の強い、コインを入れてレバーを回すと商品が出てくる自分では商品を選べないカプセル式自動販売機のガチャガチャやソーシャルゲームの用語で、一定額の課金によってランダムでアイテムなどを手に入れることができるシステムのガチャに例えた諦観を表す言葉として注目を集めています。

カプセル式自動販売機のガチャガチャやソーシャルのガチャは、運次第でどのような親の元に生まれてくるかによって人生が決まってしまうという意味で使用されています。若者の多くは、親の下で無理なほどの努力を強いられ、その努力ではどうにもならない現実と直面し、人生の可能性を大きく制限されています。

親ガチャという言葉で自分の境遇を親のせいにするのはよくないといった自己責任論的な議論や、経済的格差や虐待などの問題が背景にあるという社会的背景に言及する議論などがあります。この問題は、単純に不謹慎や冗談では片づけることができないと思います。

若者たちの人生が親の存在に大きく左右されてしまうということが、以前にも増して現在の社会に見られます。親によって、子供の人生が決まるような社会にしないための施策を行政として行っていく必要があります。

現実には、様々な家庭があり、子供たちの置かれている状況も一人一人違ってきます。貧困であったり、虐待を受けていたり、ネグレクトであったり、過干渉の親であったりと、一人一人違ってきます。一つ一つのケースに寄り添ったきめ細やかな対応が必要です。このように、家庭の形や親の状態には様々な家庭があり、決まりがないことから、親ガチャ失敗問題は賛否が分かれるのだと思います。

しかし、一番大事なのは自分の人生は自分で決

めることができることです。実際問題として、日本の若者は夢が持てない、夢を持っていないと言われています。若者が希望を持てる、夢の持てる社会にする必要があります。親が自分の足を引っ張るように感じたら、距離を取るなどの対策が必要です。何より親ガチャ失敗と感ずることのない、充実した人生を歩むことこそが優先されるべきだと考えます。

そのためには、子供たちが教育面や住居で自立できる支援策が必要だと思います。どのような施策を行ったらよいかは、実態がどのようなになっているのかを把握することが必要です。今の子供たちがどのような状況に置かれているのかを把握して、対応策を考えていかなければなりません。

米沢市子どもの貧困対策推進計画では、令和3年度は市内の小学校5年生及び中学2年生を対象に子供の生活実態を把握するためのアンケート調査を行うとしていますが、その進捗状況はどのようなになっているのでしょうか。その結果はどうであったのかも併せて伺います。実態の把握を受けた上でになりますが、自立のための何らかの支援制度や補助制度の導入ができないでしょうか。

さきの議会で、教育資金面の質問をいたしましたので、住居面での支援についてお伺いします。子供が親元を離れるためのハードルは極めて高い状況にあります。アパートや住宅を借りる際の費用負担は、敷金・礼金に加え、家具や家電など一人暮らしを始めるための初期費用は平均50万円程度と言われています。安定した就労収入がなければ、借りることも家賃を支払い続けることもできません。何らかの補助や助成する制度が必要だと思います。本市の支援策や支援についてどう考えているのか、お伺いいたします。

この項目の最後に、子供の家庭総合支援拠点の進捗状況はどうなっているのかお伺いいたします。

6月定例会のヤングケアラーの質問に、子ども

家庭課内に令和4年度に整備予定の子ども家庭総合支援拠点で、全ての子供とその家庭の相談に対し、ニーズに合わせて地域資源とつなぎながら、原則として18歳までの全ての子供を支援していきます。子供とその家庭を取り巻く課題の解決のために、教育機関をはじめ、福祉や医療の専門家など、子供たちと接している機関などで構成する新たな協議会を設置するとしていますが、その進捗状況はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、大項目の2番目、本市のハラスメント、メンタルヘルスに対する対策はどうなっているのか、お伺いいたします。

本市におけるパワハラやセクハラ防止策と対応はどのようになっているのか。また、メンタルヘルス対策はどのようになっているのでしょうか。

今年の県の人事委員会勧告にも、ハラスメントの防止の項目があり、「令和元年6月に労働施策総合推進法の改正等に基づき、昨年6月から職場におけるハラスメントの防止対策が強化されたこと等を踏まえ、任命権者においては、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に係る指針等を改訂し、職員への意識啓発や相談体制の整備等、ハラスメントの防止に努めているところである。任命権者においては、引き続き、ハラスメントの防止対策に適切に推進する必要がある」としています。給与面の勧告だけを尊重するのではなく、ハラスメントの防止についても県と同様に対策を進めていかなければなりません。

本市は、今年の10月1日に職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針を定めていますが、実態はどのようになっているのでしょうか。職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針は、職場で機能しているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、ハラスメント対策はどうなっているのかお伺いします。

パワハラやセクハラに対する対応はどのようになっているのでしょうか。ハラスメントがあった場合の対応は適切に行われているのでしょうか。安全配慮義務違反になることのない対応ができているのでしょうか。事実関係の把握は、第三者によるヒアリングも含め、しっかりとできているのでしょうか、お伺いいたします。

次に、ハラスメントやメンタルヘルスに対応する人材の確保についてお伺いします。

メンタルヘルス・ハラスメント対策の研修が行われているようですが、総務課や所属課だけの対応では限界があるのではないのでしょうか。きちんとした知識のある人材を確保し、ハラスメントやメンタルヘルスに対応できる人を配置する必要があるのではないのでしょうか。当局のお考えをお伺いいたします。

大項目の3点目、学校施設長寿命化計画の進展についてお伺いいたします。

令和3年7月に学校施設長寿命化計画が出されましたが、その進捗状況とこの計画の対象外となった200平米以下の建物、特に給食調理場の改修について、長寿命化とは別な取扱いが必要なのではないかと思い、お伺いいたします。

まず初めに、各学校の長寿命化計画はどのようになっているのか。その進捗状況についてお伺いいたします。

次に、老朽化した建物の改築についてお伺いいたします。計画対象外の200平米以下の建物の改築についてどのように考えているのでしょうか。長寿命化計画によれば、令和13年度以降にしか長寿命化は取り組まれない計画ですが、老朽化した給食調理場が衛生面や環境面で安全で安心できる状況を保てるのでしょうか、お伺いいたします。

教育委員会は、様々なところで調理室が老朽化しているとの発言をされていますが、老朽化した建物の改築をどう考えているのか、お伺いいたし

ます。

最後に、200平米以下の老朽化した建物は、長寿  
命化計画とは別に更新計画を持つべきだと思います。  
その点について伺いいたします。

以上を申し上げ、演壇からの質問といたします。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、1、若者が親  
によって人生を大きく左右されない社会につい  
てお答えいたします。

初めに、（１）子どもの生活実態調査の進捗状  
況についてお答えいたします。

調査の概要といたしましては、子どもの貧困対  
策推進計画を令和４年度に作成するに当たり、本  
市における子供や家庭の生活実態を把握するこ  
とが必要との観点から、調査を行いました。

調査に当たり、公募型プロポーザルにより選定  
した業者と協議を重ねてアンケート調査票の案  
を作成し、10月に内部で組織する子どもの貧困対  
策推進庁内連絡会議と学識経験者や関係機関の  
方々で構成する子どもの貧困対策推進委員会を  
それぞれ開催し、各会議においていただいた御意  
見等を踏まえながらアンケート調査を行ってお  
ります。

調査対象やその方法につきましては、市内の全  
16小学校の５年生672人及び全7中学校の２年生  
689人の児童生徒合計1,361人とそれぞれの保護  
者の方々を対象とし、教育委員会や各学校の協力  
をいただき、学校経由でアンケート調査票を配付、  
回収は学校経由と郵送の併用の方法で実施して  
おります。調査期間は11月４日から11月19日まで  
であり、現在、回収を終えたアンケート調査票の  
データを委託業者が入力・集計している状況です。

回収はほぼ終了しており、件数につきましては、  
12月１日現在で小学校の児童474人、その保護者  
477人、中学校の生徒428人、その保護者409人、  
合計1,788人から回答をいただき、全体の回収率  
は65.7%です。

また、今後、アンケート調査のほかに、子供や  
家庭を取り巻く地域資源の実情を把握するため、  
子供に関係する各種支援機関を対象としたヒア  
リング調査を行ってまいります。

それらの調査結果を本年度内に取りまとめ、本  
市における子供の貧困やヤングケアラー等に関  
する課題等の分析結果を踏まえて、令和４年度の  
計画策定に取り組んでまいります。

なお、調査結果につきましては、年度内に中間  
報告及び最終報告をまとめることとしておりま  
すので、まとも次第、子どもの貧困対策推進委  
員会や議会に御報告したいと考えております。

次に、（２）自立のための補助制度を導入でき  
ないかについてお答えいたします。

親元を離れ一人暮らしを始める若者に対する必  
要な初期費用等の補助制度について、本市では該  
当する補助制度はないところです。

現在活用できる制度としては、県社会福祉協議  
会が実施している生活福祉資金の貸付制度があ  
ります。この生活福祉資金の中には、総合支援資  
金住宅入居費と福祉資金福祉費があり、総合支援  
資金住宅入居費では、敷金・礼金等の住宅の賃貸  
契約を結ぶために必要な費用として40万円以内  
を限度として貸付けを受けることができます。

また、福祉資金福祉費では、住宅の移転等に必  
要な経費として、敷金・礼金等の賃貸契約を結ぶ  
ために必要な経費のほか、転居後の生活で必要と  
なる最小限の家財等の購入費用も含め、50万円以  
内を限度として貸付けを受けることができます。

さらに、転居後の居住確保支援の貸付けとして、  
総合支援資金生活支援費があり、生活費として単  
身世帯で月15万円を上限として原則３か月貸付  
けを受けることができます。

また、本市の事業としては、生活困窮者自立支  
援法に基づく住居確保給付金事業があります。こ  
の事業は、就職活動に専念できるよう、生活の基  
盤となる住まいを確保するため、単身世帯では3  
万5,000円を上限に、１回３か月を支給期間とし

て最大3回9か月の家賃費用を給付する事業となっています。令和3年度は11月までの8か月間で31世帯が利用されていっています。

これら総合支援資金と住居確保給付金事業の利用者は、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援事業の相談支援を必ず利用する必要があるため、居住支援にとどまらず、就労や生活に支援もつながるようになっていきます。

また、独り親家庭への母子・父子・寡婦福祉資金があり、就労準備支度金、就学支度金、就学資金貸付けなどがあり、高校、大学、大学院までの資金の貸付けを受けることができるものになっています。

その他の支援策として、県と連携した事業として、大学等を卒業後、米沢に戻ってきて就職した学生や市内の大学に入学し、卒業後も米沢に残って就職してくれた学生などが3年間継続して就業した場合、最大124万8,000円の奨学金返還を支援するやまがた就職促進奨学金返還支援事業を実施しております。

続きまして、(3)子ども家庭総合支援拠点の進捗状況についてお答えいたします。

令和3年4月以降、子ども家庭課では、オンラインによる市町村相談会への参加などにより、拠点の理念や設置の意義について理解を深めるとともに、必要な事業の検討など、専門性の高い組織になるように整備を進めてきております。

新たな協議会である子ども家庭支援推進協議会については、構成機関の確定と各機関からの委員の推薦が出そろったところであり、子どもの生活実態調査の結果を報告できる時期に合わせ、今年度内に会議を開催する予定であります。

子ども家庭支援推進協議会は、子供の貧困対策やヤングケアラーの支援などについて、課題が多様化・複雑化する家庭に対し、重層的な支援を行う必要があること、また、気づきから支援までの一連の流れにおいて、関わる関係機関等が連携する必要があること、そのために関係機関のネット

ワーク形成が必要不可欠であることから、適切な支援を行うために関係機関の連携を強化することを目的として設置するものです。

先ほど申し上げましたとおり、今後、子供や家庭への支援となり得る地域資源の調査を予定しておりますが、子ども家庭支援推進協議会においても、各機関が子供や家庭に対して具体的にどのような関わりや支援ができるのか、情報交換を行いながら、不足している資源についても双方向型の協議を重ねていきたいと考えております。そして、子供の貧困をはじめとする課題に対して、民間と公的機関が力を合わせて支援の質・量ともに充実させていきながら、子供たちが親によって大きく人生が左右されてしまうという現状が少しでも改善されていくように努めてまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 後藤総務部長。

〔後藤利明総務部長登壇〕

○後藤利明総務部長 私からは、2の本市のハラスメント、メンタルヘルスに対する対策はどうなっているかについてお答えいたします。

初めに、職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針はどうなっているかについてお答えいたします。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の改正により、地方公共団体において、職場におけるパワーハラスメントを防止するため、雇用上の措置を講じなければならないとされたことから、本市におきましては、国の取扱い等を踏まえ、本年10月に米沢市職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針及びその指針運用要領を策定したところでございます。

この指針等の策定から間もないことから、今後、各職場における運用状況を把握しながら、適切な対応を図っていききたいと考えているところであります。なお、この指針等について、その運用を効果的なものとするため、管理監督者を対象とし

た研修を実施したところであります。

次に、ハラスメント対策はどうなっているかについてお答えいたします。

ハラスメント対策は、先ほどお答えいたしました指針等に基づき対応することになります。この指針等では、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、その他不適切な行為を職場環境を悪化させる行為として定義し、各任命権者、職員、監督者、人事主管課のそれぞれの責務を明確化し、そして、ハラスメント等の未然防止を図るための研修、ハラスメント等に関する相談体制などを定めているところであります。

ハラスメント等が疑われる場合の対応については、各所属の監督者の役割や対応方法を定めたほか、ハラスメント等に関する相談に対応するための相談窓口を設置し、相談しやすい体制の整備を図ったところであります。

また、ハラスメント等の相談があった場合には、相談者の意向を踏まえて、行為者及び第三者との面談等により、事実関係の調査を実施し、その調査を踏まえて協議し、行為者に対する指導のほか、必要に応じて懲戒処分等の措置を行うこととしており、安全配慮義務には適応しているものと認識しているところであります。

次に、対策に当たる人材の確保が必要なのではないかについてお答えいたします。

メンタルヘルス対策としましては、月1回の産業医による健康相談のほか、年4回の専門医である公立置賜総合病院精神科医による健康相談を行っており、さらには職員を対象としたハラスメント及びメンタルヘルス対策研修を定期的実施しているところであります。また、ハラスメント等の相談は人事主管課または人事主管課長が指定する職員が対応するほか、健康相談の専門医や研修の講師から、専門的な見地による指導やアドバイスをいただくことが可能な状況にあります。

このようなことから、現時点におきましては、

専門知識のある人材の確保は考えていないところでありますが、事実関係の調査、あるいはその調査を踏まえて措置等を判断する際には、第三者機関の意見が必要となる場合も考えられるところであります。ハラスメント等対策につきましては、まずは指針等に基づき、必要に応じて専門医等からの指導等を得ながら対応していきたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私から、3の学校施設長寿命化計画の進展についてのうち、初めに（1）の各学校の長寿命化計画はどのようになっているかについてお答えいたします。

本市学校施設の長寿命化対策については、今年4月に策定しました米沢市学校施設長寿命化計画において、本市学校施設を取り巻く現状を検証した上で、目指すべき姿とその達成のための対策を講じる上での方針を明らかにしております。

計画期間を令和3年度から20年間とし、5年を目安に計画の見直しを行うこととしているところです。

議員お述べのとおり、計画期間の初年度である令和3年度当初において、計画に掲載している事業は、（仮称）南西中学校整備事業をはじめとする令和2年度に策定された米沢市立学校適正規模・適正配置推進ロードマップに基づき進められる統合関連の学校整備事業が大きなウエートを占めております。

今後、学校施設の長寿命化対策を進めていくに当たっては、第一に、当該推進ロードマップに基づく統廃合に係る施設整備が確実に実施できるよう取り組むことが必要不可欠であると考えております。

令和6年度から令和7年度にかけて、（仮称）南西中学校の整備をはじめ、（仮称）北中学校の統合や（仮称）東中学校の第一段階の統合に向け

た整備、さらには令和8年度には小学校の統合に向けた改修整備も予定されており、中学校及び小学校の統合に向けた学校施設に係る準備作業がめじろ押しとなってまいりますので、まずは長寿命化計画の実施計画に掲載しているこの統合関連事業を施設整備の面から確実に実施できるよう努めてまいります。

また、さきにも申し上げましたが、5年を目安に計画の見直しを想定していることから、令和7年度を目途に見直しを行いながら、第2期とも言える令和8年度からの5年間に重点的に取り組むべき具体的な事業について検討してまいりたいと考えております。

次に、(2)の老朽化した建物の改築が必要なのではないかと、(3)老朽化した建物の改築をどう考えているのかについて、併せてお答えいたします。

米沢市学校施設長寿命化計画において対象となる施設は、本市が保有する学校施設のうち、原則として延べ床面積が200平方メートル以上の建物としておりますが、建物の構造上は独立したものと評価できるものであっても、その施設の設置目的や利用形態から連続する建物と一体的に運用することにより効果が得られるものについては、学校施設の場合でいいますと、特に給食調理施設などは校舎と構造的に一体となっていたり、渡り廊下で接続されているという状況に鑑みれば、学校校舎の建物全体の長寿命化対策としての建て替えや改修と同時に行うことが効率的で効果的であると考えられることから、本計画においては、延べ床面積が200平方メートルに満たない建物であっても、校舎などと連続している建物については、計画の対象施設と位置づけているところです。

なお、給食調理施設の長寿命化対策については、議員お述べのとおり、その施設の性格上、熱源を使用するため室温が高くなったり、水回りの設備があるため、常に湿気を帯びる環境にある施設であることから、従前からより細やかに状況を確認

しながら、随時所要の対策を講じてきております。そのため、経年による相応の老朽化はあるものの、著しい劣化が進み使用に耐えられないといった状況にはないものと認識しておりますが、当然ながら学校施設全体の長寿命化対策を講じる際には、給食調理施設については、延べ床面積の多寡にかかわらず、併せて検討していきたいと考えております。

以上のような状況にあることから、議員お述べのような学校給食調理施設については、学校施設長寿命化計画とは別に学校給食調理施設の更新に特化した計画を作成するという事は考えていないところです。

私からは以上です。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番(小久保広信議員) それでは、2回目させていただきますが、最初、親に左右されないというところでいきますと、今答弁をいただきましたけれども、結局米沢市としてはそういった対応策がないということだと。社会福祉協議会なりというところでの施策、これは貧困者対策と同じなわけですけども、そういったことを本当に若者の皆さんが分かっているのかというのは一つ思うのです。

必要なのは若者の努力を求めることではなくて、自らの意思で人生を歩めるように、そういった多様な選択肢を保障していくことだと思います。この多様な選択肢を、今答弁いただきましたけれども、どのような形で保障していくのか、当局のお考えをまずは伺います。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 確かに議員仰せのとおり、親によって人生を左右されることがないというのは必要なことだと思っております。先ほど、答弁させていただきました。今現在、子どもの生活実態調査を行っております。その中で、本市としてどのような状況にあるのか、どのような現状にあるのかということをもまず把握していきたい

と考えております。

また、そのほかに、アンケート調査とは別にこちらから関係機関のヒアリング調査も行っていくことを予定しております。本市において、どれだけ行政以外の地域資源があるのかということも十分把握していく必要があると思っております。それらを併せた上で、今後、子供たちに対してどのような支援が行えるのか、どのような支援をしていくべきなのかということを探っていく必要があると思っております。まずは、現在、調査を行っている状況を確認しながら、またその中で見えてくる課題も整理しながら対応策を検討していきたいと思っております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 調査以降ということだと思いますが、先ほど、ヒアリングを行ってというお話がありました。足りない資源というお話、要するにどんなあれもそうなのですが、都会には若者の自立を支援するNPO法人であるとか団体が結構あるわけで、そういったところでのお話がいろいろ発信されているのですけれども、米沢市にそういった団体というか法人はあるのかというと、なかなか若者全体を見た自立支援をするのだというところがないわけで、そういった意味で、そういう若者支援を行うNPO法人であるとか、支援団体を行政として積極的に育てていくとか、支援していく、そういったことが必要なのではないかと。これは、将来的に計画ができた段階でキャッチボールができるそういった協議会の中のメンバーになると思うのですが、その点はいかがですか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 まさしく不足しているところがあれば、そういうところにも力を入れていく必要があるかと思えます。ただ現状をしっかりと把握させていただき、今後の若者支援、どのようなものができるのか、そのNPO法人の育成も含めた形で少し勉強させていただきたいと考

えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 現実的にそういった団体、米沢市内どこにあるのかと私も見渡してみたのですが、なかなかひきこもりであるとか、不登校であるとかとそういう支援のところはあるわけですが、今回の話の中でいくと、貧困のところだけではないわけです。逆に過干渉というか、親は経済的にそれなりにあったとしても、締めつけられてというそういったところがあったり、虐待であったりというところがあるわけなので、そういった意味で支援する団体といいますか、そういったものをしっかりと行政としても育てていかないと、なかなかやりましようかとならないのではないかと思います。

そこについては、これからの計画もあってということだと思いますので、ぜひそこは積極的に支援していただきたいと。そういったものをつくっていただきたいと。行政主導でないとなかなか大変なのかと私は思います。その点については要望します。

ここの部分で最後になりますけれども、今「親ガチャ」であるとか、「人生無理ゲー」といった言葉が若者の間ではやっていると言われていきます。どんな言葉であってもはやる背景があると思います。政治や行政といった部分でこういった若者の声というものをしっかりと受け止めていくことが大事なのだろーうと思いますし、こういった背景を取り除くための施策を行う必要があると思うのですが、すごい大ざっぱな話になるのですが、そういったところは当局はどのようにお考えですか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 今まで私たちサイドとしましては、やはり独り親家庭の保護者の方、また生活困窮されている世帯の大人の方ということで支援相談を行ってきたところですが、直接お子様に対しての相談など、直接それを担当して行っ

ているというのは確かにないところかと思えます。弱いところでもあるかと思えます。その点をどのように子供たちの話を聞くことができる機会を設けるかというところは今後の課題とさせていただきます。

また、今回の生活の実態調査においても、子供だけでの回答をいただいているところもございます。そのような声も拾い上げながら、よりよい施策を出していけたらと考えているところです。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 実際、中学生、高校生になるとなかなかお話が聞けないというのは現実にあると思えますし、私も実体験としてそういった——生活保護のケースワーカー時代、そういった体験もしています。なかなか会いたくても会えない、中学生、高校生ぐらいになると。そういったところで非常に困難はあるのですが、やはりしっかりと関係性ができてくれば、そういったこともできると思えますので、ぜひそこはお願いしたいと思います。

先ほどの子どもの家庭総合支援拠点の部分ですが、この人員体制とか、職員の配置など、どのようにお考えなのか。また、専門的知識のある方をいかに配置していくかというのが大事だと思うのですけれども、その点はどのようにお考えなのか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 子どもの家庭総合支援拠点を実施するに当たりましては、補助金等を頂くということを念頭に、職員配置につきましてもその専門性が必要となることから、私たちは現在、専門職を配置して準備を進めているところです。ただ、まだ足りない部分もあるかと思えますので、そのような専門職の方の配置も含めまして、よりよい職場、人員体制を整えていきたいと考えております。

現在、社会福祉士もおります。あと、教員の方も2名体制を整えております。あと、保育士1名

ということで、現在の有識者の方の体制となっているところです。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） ぜひ、その点についてはお願いしたいと思います。知識のある人材がやっぱりしっかり配置されて、初めて機能するところだと私は思いますので、そこは人事当局にもお願いしたいと思います。そういった人材の確保といえますか、なかなかそういった人を確保するのは大変なので、そこはお願いしておきます。

ということで、次に、メンタルヘルスの関係、ハラスメントの関係でお伺いしますけれども、先ほど答弁の中で、しっかりできているのかと思うのですが、私が聞いているのとなかなか違うという思いもあります。

一つ、メンタルヘルスの職場復帰プログラムがございますが、これはきちんと機能しているのでしょうか、どうなのかと思うのですが、いかがですか。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 職場復帰支援プログラムにつきましては、平成18年にメンタルヘルスの手引を作成いたしまして、その後、実施要領をつくって運用してまいりました。今般、改めて国の取扱いを含めた形でより詳しい実施要領の細則を定めたところであります。これにつきましては、管理監督者を含めて研修を実施いたしました。

平成18年以降、様々なケースがありました。今回改めて細則をつくる以前からも、この実施要領で対応してまいりました。決して十分とは言えないかもしれませんが、この復帰プログラムにつきましては、機能していたと考えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） そういう答弁になるでしょうけれども、現実問題として、今年度2名の方が退職なされているような現実もあるわけで、そういった意味ではしっかりと対応をしていかないと、なかなか大変なのかと思えます。

現在の庁舎になって以降、職員の方の健康面はどうなっているのか。この点についてもお伺いしたいのですが、窓のない部署もあったりして、精神的につらいのだという話も聞いておりますし、何らかの対策が必要なのではないかと考えています。その点、まずいかがでしょうか。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 執務環境につきましては、やはり前庁舎のように外が全て四方見えるような状況ではありませんので、あるいはユニバーサルレイアウトになったりですとか、環境が変わりました。なので、それに慣れるまでに時間は要したと思いますけれども、まず換気等につきましては機械設備でもって十分に機能しておりますし、そういった意味では慣れるまでは時間がかかったかもしれませんが、現在のところは特段そういう支障はないものと考えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） そうなのかなと、慣れればというところでなくて、精神的に大変になってくるというのはあると思いますので、そこはしっかりと対応が必要だと思います。ユニバーサルデザインということで、一列になったわけで、すごく係内のコミュニケーションといいますか、取れているのかと。とりわけ異動してきたばかりの人や新人の人などはどうなっているのかと。仕事に慣れていない中でしっかりとフォローできているのでしょうか。その対応はいかがなのでしょう。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 仕切りがないことで、ある意味、見える化が図られましたので、そういった意味ではコミュニケーションは図りやすくなったのではないかと考えております。ただ、やはりこれまでとは違った形になりましたので、最初はやっぱり戸惑いもあったと思いますが、課によっては自ら配置換えをしたりですとか対応しておりますので、今後様々まだ意見が出るかもしれません。

んけれども、その都度柔軟に対応して解決していきたいと考えています。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 働きやすい職場環境というのをつくっていただきたいと思います。そのためには率直に物が言える組織で、誰のどんな意見でも耳を傾ける態度、物を言ったことで自分が不利にならない安心感というのが必要だと言われています。上司と部下の信頼関係の構築、職場内での適切なコミュニケーションが必要なのですが、そのような職場改善が今できているのかと疑問に思うのですが、その点はいかがでしょう。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 今回定めた職場環境悪化防止のための指針等については、そのための指針等でありまして、まずは執務環境の良好な構築は所属長の責任、務めであります。なので、所属長を中心によりよい職場環境の構築に努めていくほかないと考えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 様々なケースのことを私も聞いておりますが、ぜひ係員がしっかりと仕事ができる、そして安心して仕事ができる、そういった職場環境をつくっていかないと、このメンタルヘルスの部分であったり、ハラスメントの部分であったりというのがなかなかなくなっていくのかと思いますし、ぜひその点についてはしっかりと対応をしていただきたいと思います。

指針自体、10月にできたばかりだということで、今周知を図っているところですよという聞き取りの際のお話もありましたけれども、これをしっかりと全職員の皆さんが理解し、運用していく、これに沿ってしていくということが一番大事だと思います。今までのケースでいうと、なかなかそういったところに沿っていない部分が多々あったとも思いますので、その点はぜひ今後、この指針の対応についてよろしくお願いしたいと思

います。

では、メンタルヘルスの部分で、早期発見・早期対応が重要だと言われているのですが、その点に対応できる体制になっているのかと思うのですが、いかがですか。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 まさに、メンタルヘルスの対策のやっぱり重要な鍵というのは早期発見であります。メンタルヘルス研修も大分重ねてきましたので、それなりに全職員そのノウハウを蓄積してきていると思っております。やはり周囲の気づきがこれは重要でありますので、今後ともまずは職員の変化に気づくようなことについて、所属長を含めて全職員に周知していきながら、対策を講じていきたいと考えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） そういうことをお聞きしますと、やはり総務課だったり、その人の所属課だったり、そこだけで対応するのはなかなか非常に難しいのかと思います。ぜひ、専門的知識を持った人を配置して、そういった人に対応していただくというのも一つの手だと思います。月1回の相談であったり、産業医だったりというところではなかなか不十分なのではないかと私は思います。ぜひ、その点についてはしっかりと対応ができる人員体制というものを今後検討していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 ハラスメントの対策につきましては、やはりマニュアルに沿ったから解決できるものではありません。その行為者、被害者、様々なケースによって対応が異なっております。現在におきましても、様々なケースに従ってその専門医の方にも相談して対応しているところでございますので、まずはそのような取組を継続させていただきながら、それでもなお不十分な場合につきましては、別途検討したいと考えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） ぜひ、そういった人材を配置していただいて、みんなが安心して働ける職場というものをぜひ目指していただきたいと思います。

大項目の3番目、長寿命化計画について伺いますが、長寿命化計画は200平米以上あるところということで、原則ということで、これは原則ではないから載っていないのだということになるのでしょうか、分かりませんが、東部小だけが載っているのです。ほかに西部小204平米であったり、南部小240平米、上郷小が390平米とあるのですが、なぜこの長寿命化の対象にならなかったのですか。その点をお伺いします。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 今、議員がおっしゃられた3つの小学校の給食室、確かにそれぞれ200平方メートルを超えている床面積であります。しかしながら、例えば校舎の中に給食室があったり、校舎と一体となっていたりということで、構造上校舎に含める形でどうしても分けることができないという理由から、校舎全体の長寿命化計画の対象物件、建物として計画に上げさせていただいているということであります。対象建物の校舎棟、あるいは管理棟と、中に給食室も含まれていると御理解いただければと思います。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 南部小などはできるような気はするのですが、先ほどの教育長の答弁ですと、統合の部分を優先すると、実施計画を見るとそうなっているわけで、長寿命化がいつ始まるかという令和13年からなのです。それまで老朽化が進むと思うのですが、改修とかは全然考えていないのですか。様々な部分で、設備面であるとか改修はするのでしょうかけれども、やっぱり躯体部分で、主体的な部分で老朽化は来ているわけですから、そういった意味で私としては個別計画をつくるべきだと思うのですが、その点、もう一回お願いいたします。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 先ほどの教育長の答弁の中でも申し上げたところでありますけれども、議員おっしゃるとおり、長寿命化計画の実施計画の中では13年度以降の建て替え、あるいは長寿命化と経過しておるところでございます。ただ、5年ごとに見直しをするとしておりますので、令和8年度以降の5年間について、令和7年度を目途に見直しを重ねて、あるいはまちづくり総合計画の実施計画等への登載も併せて検討していく必要があるとは考えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） それでも令和7年以降なので、今回は北部小の話をさせていただいたのですが、南部小も床がぶかぶかであるとか、そういった話も聞こえています。そういった意味で計画的にしていかないと、一挙にしないでほしいという事態に陥ってしまうのではないかとすごく心配するのです。財政面でも非常に負担になるわけですから、そういった意味でしっかりと個別計画をつくるべきだと思うのですが、その点もう一度いかがですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 給食室のことを議員はおっしゃっているのかと思いますが、学校の施設管理につきましては、担当課で学校と連携を取りながら、常日頃その管理に当たっているところであります。例えば、温度管理等についても、今後エアコン等の導入も進めていきたいと考えておりますが、施設管理の修繕等につきましては、やはり通常の営修繕の中でいながら、大規模な改修については長寿命化計画の中で進めてまいりたいと考えておったところでございます。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 令和7年なり、令和13年に間に合わない部分は出てくるのかと思っています。その点についてはしっかりと全面改修をしていかないと、本当に安心、安全な部分という

のが守れるのかと非常に不安に思っています。ぜひ、その点もう一度、学校施設は一応点検されたと思うのですけれども、やはり200平米以下であっても老朽化しているところは直していかないと、改修していかないと駄目だと思います。ぜひ、もう一度その点を考えていただいて、個別的な計画をぜひつくっていただきたいと思うのですが、いかがですか、最後に。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 繰り返しになりますが、給食室等の個別の施設計画については、その策定は考えておらないところでございます。常日頃の点検の中で不具合があったところにつきましては営修繕の中で対応しながら、大規模な改修、将来的には長寿命化計画を校舎と一体となった形で進めていくということで考えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 何回聞いても同じ答弁なのでしょうが、ぜひそこは考えていかないと、本当に後で一気にしないでほしいという事態に陥らないように、そこはしっかりとさせていただきたいということを申し上げて、私からは終わります。

○相田克平議長 以上で7番小久保広信議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時05分 休 憩

~~~~~

午後 2時14分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、農業の経営力を強化するためには外1点、4番古山悠生議員。

〔4番古山悠生議員登壇〕（拍手）

○4番（古山悠生議員） 至誠会の古山です。

2021年も早いもので師走となりました。めっきり寒くなり、稲刈りが終わった田んぼには白鳥が訪れ、朝には霜が降り、本格的な冬の訪れを感じさせます。

今年は天候に恵まれ、山形県全体の稲作の作況指数は104、置賜地方では102の「やや良」となり、10アール当たりの収量は全国トップの628キログラムの豊作傾向となりましたが、農家にとっては手放しで喜ぶことができません。

米の需要が減退していることに加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外食需要減などにより、大幅に米の概算金下落したからです。山形県の主力品種であり、栽培面積の約6割を占めるはえぬきは、昨年に比べ60キログラムで2,200円も急落し、ブランド米であるつや姫は、コロナ禍でも家庭向けの巣籠もり需要で引き合いが好調でしたが、それでも500円の減、雪若丸は2,300円の下落となりました。

農家からは悲痛の声が聞こえてきますが、本市では今定例会において、10アール当たり1,000円を支給する米価下落次期作支援事業が示されております。さらなる支援が望まれますが、今回の米価下落を受け改めて感じたのは、本市では畜産や果樹、野菜などの様々な農業が営まれているものの、多くの農家が稲作を中心とした経営であり、大幅な米価下落があった場合に深刻な影響を受ける構造的な課題があるということです。今後、本市の農業が、米価下落に左右されない強い農業に転換することが望まれます。

そこでお伺いいたしますが、農業の経営力を安定化、強化させるために何が必要だと考えるか、本市の考えをお伺いいたします。また、作業を効率化し、生産コストを下げ、生産力を強化していくために農地の集積と集約化が進められていますが、本市の現状についてお知らせください。

続いての質問です。

2006年に、いわゆる六次産業化・地産地消法が公布され、各地で推進協議会が設立され、農林水

産物の6次産業化に取り組まれています。

私たちの会派は、昨年、北海道帯広市を訪問し、帯広市を含む十勝地方の定住自立圏構想の施策の一つとして、地域の強みである農業を成長させ、それを基盤とした新たな産業を創出し、世界に向け価値を発信する「フードバレーとかち」という取組を視察してまいりました。

フードバレーとかち推進協議会には、農林漁業団体や行政機関のみならず、商工業団体や大学・試験研究機関、金融機関などが加盟し、住民の豊かな生活の確保とさらなる発展、魅力向上を目指し、様々な連携が行われています。

その中でも、十勝を牽引する産業人の育成に取り組み、原料のトウモロコシを生産し、それを電子レンジで加熱調理するポップコーンに加工し、販売までを一貫して手がける意欲的な農家が登場しています。この商品は人気ゲームアプリとコラボし、異例の大ヒット商品となりました。

帯広・十勝では大規模な農業が営まれ、農業に関する大学や企業が集積し、先進的な研究が進められ、その農畜産物や加工品は安全で良質な十勝ブランドとして確立しています。

一方、本市では、豊かな自然に育まれた多彩な農産物が生産され、東北でも有数の工業地帯を有し、さらには3つの高等教育機関が立地する学園都市でもあり、そのポテンシャルは十分に期待することができます。

米沢市農業振興計画においても、6次産業化を推進するために商工業との連携を促進しますとあり、また地元の大学や短大、高校などの教育機関と連携し、新しい技術の活用や食品の持つ機能性、栄養面の分析により、新たな取組を検討しますとも書かれています。

この計画の基本理念は、「育てよう！活かそう！つながろう！そこから拓く米沢の農業」を掲げています。まさに、本市の資源を生かし、農業と様々な業種をつなぎ、地域を牽引する人材を育て、未来を切り開くために産学官が丸となった取組

が本市農業の振興を図る上で必要であると考えますが、本市の農業分野での産学官連携の必要性についての認識をお伺いいたします。また、これまで商工業と連携した6次産業化の事例がありましたらお知らせください。

続いて、大項目2、不登校やひきこもりの方への支援についてお伺いいたします。

今年10月に発表された文部科学省の問題行動・不登校調査によると、全国の小中学校で2020年度に不登校だった児童生徒は前年度比8.2%増の19万6,127人で、過去最多となったことが分かりました。新型コロナの感染拡大を受け、全国の学校では昨年3月から一斉休校が実施され、多くの学校では5月まで休校が続き、夏休みが短縮され、修学旅行や運動会の中止などで学校生活は一変し、文科省では「コロナ禍が子供たちの生活に変化を与えた」と分析しています。

そこでお伺いいたしますが、昨年度、本市の小中学校での不登校の児童生徒はどの程度いたのか、また、新型コロナウイルス感染症による影響をどのように捉えているのか、教育委員会の見解をお伺いいたします。

続いての質問です。不登校のために学校で勉強する機会を失ってしまった児童生徒に対して、学校への登校を強制せず、それぞれに合った学習環境を保障するため、教育機会確保法が2017年に施行されました。この法律は、年々増加する不登校を改めて行政が大きな問題であることを認識し、学校以外の場で児童生徒が学ぶことの重要性和学校を休ませる必要性について取組を始めたことに大きな意味があります。

こうしたことを背景に、近年、民間が運営するフリースクールの存在感がますます増えています。我々米沢市議会では、先月2日に市内で不登校やひきこもりの方への学習支援や就労支援を行っている特定非営利活動法人With優と意見交換会を行いました。フリースクールで不登校の児童生徒に接するスタッフや利用者の声

をお聞きし、その必要性和様々な課題を改めて認識しました。学校や家庭に居場所のない子供たちのよりどころとなるフリースクールですが、民間に頼る部分が多く、まだまだ支援が十分とは言えません。

そこでお伺いいたしますが、本市教育委員会では、フリースクールの役割をどのように認識しているのか、また、その利用状況はどのようになっているのか、さらには課題をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

最後の質問です。現在、日本ではひきこもり状態にある人が100万人を超え、全人口の1%に相当するとされています。その中でも満40歳から満64歳までのひきこもりの推計数は約61万3,000人であり、ひきこもり状態になってから7年以上経過した方が約5割を占め、長期に及んでいる傾向が認められていることや、ひきこもり状態になった年齢が全年齢層に大きな隔たりなく分布していることが2019年の調査により分かりました。

若者のひきこもりが長期化すれば、親も高齢化し、収入や介護などの問題が発生することが懸念されます。こうした問題は8050問題とも言われ、これまでも市議会で度々取り上げられてまいりました。年々深刻さを増しており、この問題を解決するためには重層的かつ多面的な支援が求められます。

そこでお伺いいたしますが、現在、ひきこもりの方に対する就労支援について、本市はどのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

以上で、私の演壇からの質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、1、農業の経営力を強化するためにはについてお答えいたします。

初めに、(1)の農業の経営力を強化するためには何が必要と考えるかについてであります。ただいま御意見にありましたとおり、本市の農業

の基幹作物は米であり、本市で営農している農業者の大半の方は主食用米の生産による収入を主たる収入とされております。

一方で、主食用米の需要が年々減少する中にありまして、このたびのコロナ禍で予期せぬ需要減等による米価下落により、本市の農業者、中でも水稻単一経営の農業者は大きな影響を受けております。

このような農業経営のリスクを未然に回避するとともに、農業の経営力を強化するためには、小売、外食、加工など、実需者のニーズに応じた他の作物への作付転換を進めることが重要であり、国におきましても、そうした取組を推進するため、様々な支援策を講じているところです。

具体的には、水田農業の高収益化を図るため、高収益作物である野菜や果樹、花卉といった園芸作物を経営に組み合わせながら、また飼料用米や飼料用稲、加工用米への転換などにより、主食用米生産への依存度を減らすとともに、農地を集積することで得られる経営規模の拡大と生産の省力化・効率化を図っていかうとするものであります。

こうした中、本市におきましては、置賜地域で産地化が進められているアスパラガスや枝豆といった野菜の生産が行われてきているほか、中山間地における林道の生産拡大など、産地の関係者がよく話し合いを行って合意形成を図り、進められているところです。また、農地の集積を進め、規模拡大を図る経営者も出てきており、こうした取組に必要な基盤整備や施設・機械の導入などに関する側面的な支援を、国や県、市が連携して計画的かつ一体的に推進していくことが、本市の農業の経営力強化につながるものと考えています。

こうした考えの下、米沢地域農業再生協議会が策定しております水田収益力強化ビジョンに基づき、経営所得安定対策のための各種交付金を活用しながら農業者の収益力向上に向けた取組を引き続き支援していくとともに、自然災害や米価

下落などの予測できないリスクへ対応することも農業経営に重要なことであることから、収入減少緩和交付金、いわゆるナラシ対策や収入補填となるセーフティーネットへの加入を県や関係機関と連携して推進し、農業者の経営力強化につなげていきたいと考えております。

次に、（２）の産学官の連携による農業振興についてであります。国では、第１次産業の成長や地域経済の活性化を図るため、各種支援策を講じながら６次産業化を推進しています。生産するだけでなく、第２次産業である製造業や第３次産業である流通・販売も一貫して行うことによって生産物の価値を引き上げ、農林漁業者の所得向上につなげていく取組として、各地でもその動きが活発化しています。

本市におきましても、御意見にありましており、米沢市農業振興計画の第２期重点取組事項の中で、６次産業化への取組に関する支援や農業者からの相談体制の整備、地場産農産物の生産・販売・加工につながる支援体制の整備を掲げております。

これまでの主な支援策としては、市単独支援事業の米沢市未来を拓く農業支援事業におきまして、新商品の開発に係る支援として、事業費の２分の１以内の事業費補助を行ってまいりました。本事業での６次化に係る活用実績としましては、平成２７年度以降、延べ８件の活用があり、このうち２件は農業者と市内事業所が連携した取組でありました。

具体的には、市内菓子店と連携して作ったチョコレートを地元のモチ米で作った米粉のもなかで挟んだお菓子や、市内事業者と共同開発した米粉ジェラートがあります。ほか６件につきましては、福祉関係施設や県外事業者と連携した新商品開発が３件、新商品開発のための設備機器導入などが２件、自家栽培のモチ米を使った餅の食事どころの開店が１件でありました。

なお、この支援事業を活用したものではありま

せんが、上長井地区や山上地区におきましては、酒蔵と連携し、地元で栽培された米を醸造して日本酒を造り、地元専売として販売している例があるほか、本市に移住し就農された若手農業者の方は、自家栽培のソバを県外の製麺所と連携し、乾麺の十割そばを商品として販売しております。

このほか、農業分野の産学官連携として、山形大学のスタートアップ企業であるベジア株式会社と株式会社アルファテックの取組が注目されています。

まず、ベジア株式会社は、山形大学工学部との共同研究による最先端の流体力学を応用した風を自由自在に操る常温乾燥技術により、様々な食材を風味、味及び栄養価などを維持したまま乾燥させることを可能とし、食品開発分野に様々な用途を提供しています。

特に、同社の製品では、秘伝豆のジェラートが有名であり、市内飲食店及び道の駅米沢での販売に加え、ふるさと納税の返礼品等にも採用されていますが、その材料となる秘伝豆は本市の農家の方が生産しているものであります。

また、株式会社アルファテックにつきましては、平成30年に産学官の連携により、新産業・スタートアップ企業の創出を目指す山形大学有機材料システム事業創出センターから初めて設立された企業であり、温度制御型粉砕技術を核とした小麦粉と同等の粘りを出せる特徴を持つ米粉（アルファ化米粉）の製造、技術普及を目的として、今後、米の消費拡大や海外を含めたグルテンフリー食品商業市場への参入も目指しているところであります。

現在、同社の研究・試作開発で使用する米については、本市を含む県内産を使用しておりますので、将来的には本格的な製品化の段階に移れば、本市の農家が栽培した米を活用した新製品が期待されているところであります。

このように、少しずつではありますが、6次産業化を図りながら農業者の所得を向上させるた

めの取組が進んでいるところであります。

一方、6次産業化に向けた本市における課題としましては、地域特産品の開発に意欲のある生産者の方はいらっしゃるものの、商品の試作や試験的な販売に向けた専門家からのアドバイスを受ける機会が少ないとか、消費者ニーズを把握したマーケットイン型の商品開発を促す仕組みが必要であること、地域が一体となって6次産業に向けた仕組みがないなどが上げられることから、本市でも他の市町村の事例を調査するなど、ノウハウを蓄積しながら、関係機関と連携した相談体制の整備充実を図っていきたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 伊藤農業委員会会長。

〔伊藤精司農業委員会会長登壇〕

○伊藤精司農業委員会会長 私からは、大項目1の

（1）農業の経営力を強化するために何が必要かについて、農業委員会の立場からお答えいたします。

経営力を強化するためには、経営体ごとの経営方針とともにその手法は多岐にわたると思われませんが、経営上生じる生産コストを可能な限り小さく抑えることも有効な手段の一つと考えられます。

農業は、従来から機械化等による省力化やコストの圧縮が図られてまいりましたが、昨今は、ロボット技術やAI等の先端技術を活用した農業のスマート化によるさらなる省力化等が進みつつあります。

しかし、このような技術等の導入に当たっては、耕作する農地が分散、または規模が小さな状態では、その効果を最大限に活用してコスト圧縮等につなげることは難しいと思われますので、土地改良事業による圃場の大規模化を進めながら、認定農業者等の地域の担い手への農地の集積・集約化を引き続き促進することが重要であり、このような農地利用の最適化は、本委員会の重要な必須業務となっております。

本市における近年の集積状況については、県内でも比較的高い水準とはなっておりますが、担い手の高齢化や後継者不足等により、今後も経営規模の縮小や離農者等の増加が懸念されることから、農地の出し手と受け手の双方にメリットがある農地中間管理事業の利用促進をより一層図るとともに、地域における話し合い等を進め、人・農地プランに基づき、各地域の実情に沿った担い手への集積・集約の促進に関係機関等と連携して取り組み、農家の経営力の強化につなげてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、不登校児童生徒やひきこもりの方への支援についてのうち、（１）と（２）についてお答えいたします。

初めに、（１）令和２年度の市内小中学校の不登校の状況についてお答えいたします。

文部科学省は、不登校の基準を年間30日以上欠席者の中で何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にある状態としています。

本市における令和２年度の調査結果として、小学校では23名で、不登校出現率は0.74となっております、特に高学年に多い傾向です。また、中学校では合計77名で、各学年おおよそ同じ人数となっており、中学校全体での不登校出現率は3.74となっております。令和元年度の不登校出現率は、小学校では0.62、中学校では3.12でしたので、令和２年度は一昨年度と比べると、小中学校とも増加しております。

不登校につきましては、児童生徒一人一人、その理由は多様ですが、昨年度、不登校の児童生徒に限らず、コロナが子供たちの心に与えた影響は大きいものと捉えております。各小中学校において、子供たちの心の安定に向けて、カウン

セリング等の細やかな対応を継続してきたところです。

次に、（２）不登校児童生徒の受皿となるフリースクールについてお答えいたします。

学校や市の適応指導教室にも通えない児童生徒の居場所づくりのために、フリースクールにも御協力いただいております。フリースクールでは個々の課題に合わせながら、様々な体験活動や学習を進める役割を担っていただいていると認識しております。また、フリースクールの担当者の方がそれぞれの家庭に出向いて学習支援を行う場合等もあるとお聞きしております。

現在、市内の複数の児童生徒が利用しており、本市の児童生徒への支援に対し感謝しているところです。

児童生徒がフリースクールを利用する上での課題としては、家庭における金銭的な負担や家庭とフリースクール間の送迎等が考えられます。

今後につきましても、学校と市の適応指導教室、フリースクール及び関係機関がそれぞれで児童生徒を支援するのではなく、不登校児童生徒やその家庭にとってよりよい支援となるために、連携を深めながら対応してまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私からは、２の（３）ひきこもりの方への就労支援についてどのように取り組んでいるかについてお答えいたします。

本市では、令和２年度からひきこもりサポート事業をＮＰＯ法人から・ころセンターに委託し、ひきこもりの方やその家族の相談に応じたり、居場所の設置や自宅への訪問に努め、支援に当たっております。

ひきこもりの方やその家族の抱える課題は一人一人違います。相談者の方に寄り添い、そして相談員との信頼関係を築きながら、少しずつ進んでいくものと考えております。

よって、ひきこもりサポート事業をスタートして日が浅いことから、具体的な就労支援までつながっているケースは少ないところです。現在、就労を目的とした支援については、まずはひきこもりの方やその家族の方への丁寧な就労に向けたアドバイスをを行った上で、その方に合った就労支援につなげていくことだと考えています。

例えば障がいをお持ちの方の場合には、障がい福祉サービスの就労継続支援事業への紹介や、ひきこもり支援団体で実施している就労体験等を紹介するなど、関係機関との連携を図りながら、就労につなげる支援を行っております。

ひきこもりサポート事業の令和3年度4月から9月までの実績としましては、相談延べ件数が102件、居場所利用延べ件数が338件、訪問支援延べ件数が9件と、前年度の1.5倍の伸びとなっております。

ひきこもりの方に対する就労支援についての現状と課題につきましては、ひきこもりサポート事業を利用している多くの方は、自分の悩みを吐き出すことや他の利用者と会話すること、規則正しい生活習慣を身につけることを第一の目標としておりますので、就労にチャレンジするまでは相当の時間を要する状況となっております。このように、就労も含めたひきこもりの方の課題解決には大変時間がかかることを実感しており、就労できたから課題解決とはならないことが多いことも事実です。

今後は、ひきこもりサポート事業の実施により見えてきた個々の課題を整理し、ひきこもり問題を市全体の課題として包括的に協議していく必要があると考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○4番（古山悠生議員） 御答弁ありがとうございます。それでは、順番に再質問させていただきたいと思います。

まずは、農業委員会にお伺いしたいと思います

けれども、本年度は米の仮渡金が2014年以来の大幅な下落となったわけですが、農業委員会ではこの下落の影響をどのように捉えていらっしゃるのか。これは農業委員会でそういった話題になったかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 穴戸農業委員会事務局長。

○穴戸徹朗農業委員会事務局長 米価の下落につきましては、やはり稲作農家に対する影響が非常に大きいということでありまして、農業委員会内でも話題になっているところでございます。

新型コロナウイルス禍のため、農畜産物全般、特に米の消費が大幅に落ち込みまして、在庫過多の状態になっており、生産量や価格へのさらなる影響が懸念されますことから、本年10月15日でありましたけれども、市長並びに市議会議長宛てに農地等の利用の最適化の推進に関する意見書を提出させていただきまして、この中で経営安定に資する各種支援策を継続して行うように要望させていただいているところでございます。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○4番（古山悠生議員） 私の周りの農家でも——私のうちも農家を営んでいるわけですが——非常に今回の米価の下落ということに対しては不安を感じていまして、この米価の下落が農業をやめる引き金になる、きっかけになりかねない事態だと思っております。実際、農業委員会でも本市に対して支援を要請したということでしたが、今度は産業部にお伺いしたいと思います。こうした状況をどのように捉え、そしてどういった対策が必要だと考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 米価下落につきましては、さきに答弁申し上げましたとおり、基幹作物でありますので、農業者の経営基盤を揺るがし、生産意欲を減退させてしまう大きな問題だと捉えております。

先ほど、農業委員会からの答弁がありましたけれども、要望書を受けまして、8月末にはJA山形おきたま様からも要望を受けておりましたので、いち早く地元選出の国会議員の方々や県議会議員、県当局に米の需給調整に関する要望書を提出したほか、追加で持続可能な農業支援についても要望を行ったところであります。

そして、稲作農家への具体的な支援策として、県と市と融資機関が協調して、つなぎ資金の実質無利子化の助成を実施していること、また、この12月定例会に補正予算案を提出していますが、米の次期作に係る費用の一部支援の実施について検討を行っていることなどを御回答申し上げたところであります。

引き続き、米沢地域農業再生協議会を中心に、地域として需要に応じた米生産へ対応していくことはもちろんでありますけれども、状況に応じて適切な対応を講じるよう、国など関係機関にもしっかりと要望していかなければならないと考えております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○4番（古山悠生議員） 現在、原油が高騰していることもありまして、燃料代や資材代、そういったものがどんどん上がっている状態であります。そしてまた、米の生産、農産物の生産に欠かせない肥料も、今生産国でもあり、そして消費国でもある中国で自国優先という方針を取っていることから、非常に肥料の品不足であったり、大幅な値上がりというものが予想される状況でございます。

そうした中で、先ほど壇上ではセーフティーネットとしてナラシ対策といったものがあるという御答弁でしたけれども、このナラシ対策というのは支給されるのは来年になりますので、できるだけ農家の状況をしっかりと調査しながら、県や国、そういった動向を見極めて、ぜひちゅうちょなく来年も安心して米を作れるような状況をつくっていただきたいということをまずは強く

要望したいと思います。

次に、農地の集積についてお伺いしたいと思います。

本市の農業の集積率は80%近くになっており、全国的にも非常に高い水準であって、農業委員会や農家などの御尽力のたまものであると思いますけれども、一方で、近年、集積率が80%近くでとどまり、伸び悩んでいるのではないかと感じております。現状を農業委員会としてどのように認識しておられるのか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 宍戸農業委員会事務局長。

○宍戸徹朗農業委員会事務局長 本市におけます農地の集積率でございますけれども、昨年度末現在で79.2%と、先ほど農業委員会会長からお答えさせていただきましたとおり、県内でも高い水準で推移しておりますが、議員お述べのとおり、ここ数年は横ばいの状態となっておりまして、これは比較的条件が良好な平場の農地に比べまして、中山間地の土地改良等が済んでいない農地では、担い手不足と相まって、集積状況が低調であり、集積率が伸び悩む一因ではないかと捉えておりますけれども、今後も少しでも集積率が上向きますように、農業委員会全体として取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○4番（古山悠生議員） 日本の農業は、かつて零細分散錯圃と呼ばれ、一農家の圃場を1か所にまとめるのではなくて、分散させることによって、河川の氾濫であったり土砂崩れ、そういった自然災害に遭っても全滅することのないようにわざと離れさせていると、そういった先人たちの知恵でそういう形になっているそうです。しかし、現代では、機械化やICT化が進んでいて、農地が分散していると、今度は逆に圃場の移動や労力と時間を要するためにデメリットとなります。そうした農地の利用を効率化し、生産力を強化するためには、農地の集積に加え集約化することが非常に重要だと思いますけれども、実際にはこの集約

化というものがなかなか進んでいないというのが実情ではないかと思えますけれども、その現状についてどのように捉えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 宍戸農業委員会事務局長。

○宍戸徹朗農業委員会事務局長 農地の集約化につきましては、現状として数値化する定義が示されておりませんので、明確にお答えすることは難しいというところではありますが、集積率に比べてやはり低調であると捉えているところでございます。

経営体の強化に当たりましては、農地の集積と併せ集約化を図ることが重要であると考えておりますが、既に担い手等への集積が進んでいる農地を担い手間で権利を移動して集約化を図るためには、農地の所有者の了承といえますか、承諾が必要となるなど、手続上、クリアすべき課題もありまして、なかなか個人間による集約化は進みにくいという状況かと思っているところであります。

このようなことから、今後におきましても、地域における話し合い、これを進めながら、人・農地プランに基づきまして、地域全体で農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を図ることが有効と思っておりますので、事務局並びに推進員と共に農家の経営力強化に向けまして、さらなる農地利用の最適化に取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○4番（古山悠生議員） 農地というのは先祖代々引き継いできた土地ですので、そういった土地に対してそれぞれ思いがあるので、なかなか机の上で考えたように簡単にはいかないような難しい部分もあるかもしれませんが、今後、スマート農業であったり、そういったものを導入するためにも農地の集約というものが非常に重要になってくると思えますので、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、農業分野での産学官連携についてお伺いしたいと思います。

農業の所得向上のために期待されるのが6次産業化であり、本市でも、演壇で申し上げたような様々な資源、そしてポテンシャルがあると思えます。例えばなのですけれども、市内の企業や米沢栄養大学と連携して農産物加工品の商品化をすることであったり、山形大学工学部や企業の技術を応用した栽培技術の確立など、様々なことが期待できるのではないかと思いますけれども、そこで御提案なのですけれども、ぜひ、そういった農業者と異業者が、さらには教育機関が交流して意見交換をするようなマッチングの場を設けていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 冒頭申し上げましたけれども、米沢市未来を拓く農業支援事業を今後より活用しやすいように制度の内容を充実させていきたいと思っております。そして、現在、商工課に配置しております販路開拓支援員による関係者とのマッチング、アドバイス、マーケティング体制、そういうものを今行っておりますけれども、そういう体制も強化しながら、ぜひとも6次産業化を今後、後押ししていきたいと考えているところであります。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○4番（古山悠生議員） 農業が稼げる産業になるためには、農家の枠を超え、地域を牽引し、変化を与えるような人材の育成が非常に重要だと思っております。農業の産学官連携というものを考えたときに、私の頭に浮かんだのが、先ほどの答弁でもありました山形大学のベンチャー企業、株式会社ベジアでした。このベジアは2019年に米沢品質AWARDに認定されたわけですが、米沢には既にこうした産学官連携の理想形というものが存在していますので、ぜひこの事業を教科書として、農業者への気づきやアイデアを生むことにつなげるようなものにしていただきたいと思います。

わけですが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 ただいまブランド戦略のお話がありましたけれども、やはり気づきにつきましては、様々な分野のやる気あふれる人たちが集まります「TEAM NEXT YONEZAWA」というものがございます。こちらにぜひ参加していただくように、もっともっと私どももPRしながら、例えばその中でセミナーなどを通して、違う人の意見であったり考え方を知る、そういうことによってまさに気づきが生まれるものだと思っております。そういう機会をもっともっとPRしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○4番（古山悠生議員） この米沢品質AWARDでいえば、今年の二次審査に農業の分野から有機米や減農薬米を育てる「米沢稔りの会」がノミネートされていました。この米沢稔りの会は残念ながらアワードを受賞することができませんでした。こうした受賞できなかった方に対するフォロー、あと稔りの会に限らずですけども、そういった体制というものをどのように考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 米沢品質AWARDにつきましては、一次審査を通過された方につきましては、外部審査員からの様々な指摘であったりアドバイス、そういうものを実際受けておられます。そういった中で、クリアしなければならない課題や問題なども見えてくるかと思えます。そういう方々に対して人材育成事業であったり、ブランディングにつなげることが支援できれば、次の米沢品質AWARDにつながるような、そういう好循環も生み出せるものと考えておりますので、来年度のブランド戦略の事業でそうしたことも予定しているところであります。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○4番（古山悠生議員） 少し話がずれてしまいましたが、改めて6次産業化推進協議会のようなものをつくるのではなくて、今ある枠組みを使って産官学が連携して米沢品質AWARDが受賞できるような農家であったり、それと連携した企業であったりというものが出てきてくれることをまず期待して、この項目は終わらせていただきたいと思います。

続いて、不登校やひきこもりの方への支援についてお伺いしたいと思います。

不登校の児童生徒の受皿となる場所としては、フリースクールのほかにも教育委員会で設置している適応指導教室があるかと思いますが、適応指導教室を利用する児童生徒は現在どの程度いらっしゃるのか、また増加傾向にあるのかどうか、利用状況についてお知らせいただきたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 ガイダンス教室を利用している子供たちですが、その年その年によって増減はございます。中学生、それから小学生、共に利用したり、あとは途中から少しお試しで利用をしたりということで、一概に増えている、減っているという状況ではございませんが、必要な時期に活用いただいているという現状でございます。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○4番（古山悠生議員） この適応指導教室についてですけども、本市のホームページにある案内を見ますと、Q&Aがあって、活動内容について、「子供たちの自主性を重んじつつ、個に応じた内容を考えて活動しています。個別・小集団による活動を通して、心の解放を図り、問題を克服して学校生活に戻れるように働きかけていきます」とありますが、いわゆる学習機会確保法の中では、学校に戻るということよりは、学校以外の場で学ぶことの重要性であったり、学校を休ませる必要性、こういったことを重視したことが大きな意味を持つと私は考えておりますけれども、本市が目

指すこの適応指導教室の目的は何であると考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 本市が設置しておりますガイダンス教室、適応指導教室につきましては、やはり現在、学校復帰を目指した支援というのを中心にしております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○4番（古山悠生議員） もちろん、学校に毎日元気に通えるようになればいいのでしょうかけれども、やはりそれが難しいお子さんもいらっしゃいます。そこで、必ずしも学校に行かなくても大丈夫だと安心して学校を休めるような、学校以外の居場所が本当に必要だと思います。

また、この適応指導教室は、ふだん自分が通う学校に行きづらい生徒が通う場所であると思いますけれども、本市には1か所であり、また中央部に位置していることから、自転車や徒歩などで自力で通えなければ、親などの送迎がなければ通うのが難しいのではないかと思いますけれども、現状はいかがでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 市内の中学生などは、降雪期ではない時期に関しましては、自転車での通所もしている現状がございますが、保護者との面談で入前の手続を行ったりするときにはどのような形で通うことが可能なのかという御相談をさせていただいて、保護者の理解の下、送迎などもいただいているという現状です。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○4番（古山悠生議員） ぜひ、そういう通学に対する支援というものを今後考えていく必要があるのではないかと思います。

もう一点確認させていただきたいのですけれども、この適応指導教室、これに通った場合は、出席日数として認められるかどうか、お伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 毎月1か月に1回というか、まとめた形にはなりますが、適応指導教室から通室の記録を学校に情報提供いただきまして、それを基に出席扱いという形を取らせていただいております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○4番（古山悠生議員） 一方で、演壇でもお伺いしましたフリースクールに関しては、出席日数については認めるかどうかというのは学校長判断になるのかと思いますけれども、この場合に、認められなかったという、そういった場合というのは実際にあるのでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 現在、フリースクールに通っている児童生徒につきましては、学校長の判断で出席扱いとなっているケースというのがございまして、過去にはフリースクールから学校長に対しまして、活動状況、学習状況などの報告を共有させていただいた上で出席扱いとしたケースもございました。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○4番（古山悠生議員） それでは、もう一点お伺いしますけれども、現在、市内の小中学校で1人1台のタブレットが整備され、GIGAスクール構想が進められているわけですが、不登校の児童生徒に対してこういったICTを活用して不登校ぎみの生徒であったり、不登校の生徒が自宅にいて学校の授業を受けるということも想定されるのではないかと思います。実際にこういった例というのは、現在、市内の学校でそういった事例はあるのか。また、この場合も出席日数として認められるかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 今、お話にありましたオンラインにおける学習環境が整った場合の出席扱いについてというのも令和元年度の文科省通知の中にございますので、支援の在り方に照らし

合わせて、家庭との連携、それから子供たちの学習状況などを鑑みながら判断しておるところです。現在、タブレットを家庭に持ち帰って、事情があつて学校に来られないという子供の中で、出席を認めているという例もございます。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○4番（古山悠生議員） 不登校の子供たちに対しては、フリースクールであつたり、今言ったICTの活用など、いろんな支援の方法が考えられると思いますけれども、実際にそれが出席扱いになるかどうかというところがその学校によってばらつきがあつたり、時期によってばらつきがあるというのであれば、やはり生徒であつたり、その保護者もなかなか安心してそういったフリースクールであつたりというものに通わせられないのではないかと思いますので、ぜひ米沢市として共通の判断基準といいますか、ガイドラインのようなものが必要なのではないかと思ひますけれども、その点についてどのようにお考えかをお伺ひしたいと思います。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 国から示されている指導要録上の出席の取扱いについてというものをみてみましても、やはり最終判断は校長が設置者である教育委員会と連携を取って判断すると記載されております。今お話しのとおり、やはり子供たちにとってどんな環境を整えていったらいいのかという、そういった視点を基にしながら、校長判断にはなりますが、そのよりどころとなるものにつきましては我々も一緒に考えていきたいと、そんなふうに思っております。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○4番（古山悠生議員） 不登校状態になっている子供の中には、やはり経済的に困窮している家庭も多いのではないかと思いますけれども、先ほど演壇でお話ししましたWith優では、フリースクールの料金として、週2回で月額2万5,000円、週3回で3万2,000円、毎日通うと4万8,000円か

かるそうです。実際にお金がかかることから、本当は通わせたいのだけれども、経済的な理由で通わせられないといった家庭も実際にあるのではないかと思います。

このフリースクールに対しては明確な定義というものが無いので、それに対して公的に資金を補助するという事は難しい部分があるのかもしれませんが、実際に通わせる上で、経済的なことが壁になっているのであれば、それに対して自治体が補助する、そういったようなことも考えられるのではないかと思います。

実際に新潟県上越市ではフリースクールの利用料金に対して補助を出したり、札幌市ではフリースクールに対する補助を出したりと、そういうふうに取り組んでいる自治体もあるわけですが、本市においてもそういったフリースクールに対する補助というものを検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 家庭への金銭的な面や交通手段というのが課題になっているということも認識しておるところです。本市として、家庭に少し不安があるというところであれば、まずは適応指導教室を勧めていくという、通室を促すということを第一には考えておりますが、一方で様々な背景を持った子供たちですので、フリースクールに通うということを選択する場合もあるかと思ひます。経済的な助成につきましても、他課とも連携しながら考えていく必要というのは感じておるところです。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○4番（古山悠生議員） ぜひ検討をお願いしたいと思います。私の前に質問された小久保議員から、「親ガチャ」という言葉があつたかと思ひます。自分が生まれてくる環境は自分では選べないかもしれませんが、それでも、自分の頑張り次第で道を切り開くことができる社会でなければならぬし、そのための支援をしていく必要があるのでは

はないかと思います。生活困窮者世帯に生まれた方に教育の機会を与えなければ、なかなかその負の連鎖を断ち切ることができない。そういうことがあると思いますが、現在、本市が行っている生活困窮者世帯に対する学習支援というものはどのような内容になっているのか、伺いたしたいと思います。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 生活困窮者への学習支援についてですけれども、本市では平成27年度から生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習、生活支援事業をNPO法人With優に委託して実施しているところです。この事業は、生活保護世帯を含む生活困窮者世帯で、支援を必要とする家庭に育つ子供及びその保護者に対して学習・生活支援等を行い、将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにすることを目的としております。

また、令和元年度からは、市内の独り親家庭の子供を対象に、子供の生活・学習支援事業をNPO法人山形県ひとり親家庭福祉会に委託して実施しているところです。

○相田克平議長 古山悠生議員。

○4番（古山悠生議員） 今の内容で、学習支援内容が十分かどうかというところですが、実際には学習支援へ派遣されているほうもマンパワーが不足しているという状況もありますので、どういった支援がいいのかというものをぜひ支援される家庭と当事者であつたりその支援員の方の意見を聞きながら、ぜひそういったものを構築していただきたいと思います。

続いて、ひきこもりの方の就労支援について伺いたしたいと思います。

ストレーターという言葉がありまして、高校へ入学した後、高校や大学、専門学校などの教育機関を卒業し、新卒就職をして3年後も就職を継続している人を言うそうですが、そういった方は100人中41人しかいないそうです。考えてみれば、

私も大学を卒業したときに、私の場合は大学のときに遊び過ぎたというのがありまして、就職活動がうまくいかなくて、大学を卒業した後フリーターで、フリーターの後に仕事を転々としながら30歳ぐらいにようやく定職に就くという実体験があります。そういったことから、非常にこの日本社会というのは、一旦レールから外れるとなかなか戻るのが難しいという状況であるかと思っています。

ぜひ、そういったことが多くありますので、一度この社会のレールから外れた人がまた戻ってこられるような、そういった支援をしっかりと行政がしていただきたいということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○相田克平議長 以上で4番古山悠生議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時15分 休 憩

~~~~~

午後 3時24分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、昨今の原材料価格高騰による本市への影響は外2点、19番島貫宏幸議員。

〔19番島貫宏幸議員登壇〕（拍手）

○19番（島貫宏幸議員） 至誠会の島貫宏幸です。

総務省が公表している家庭で消費する物やサービスの値動きを見る10月の消費者物価指数は、生鮮食品を除いた指数が2か月連続で上昇しました。項目別のガソリンなどのエネルギーが11%上昇し、13年ぶりの上昇幅となっています。背景には、新型コロナウイルスの影響が一定程度減退し、各国の経済が正常化するのに伴い、需要増のため、国際的な原油価格が高止まりしていることが要因とされています。

昨年と同じ月と比べて、ガソリンが21.4%、灯油が25.9%上昇し、いずれも9月から上昇幅を拡大させているとニュース等で報じられております。このほかにも、電気料金については、発電全体のおよそ37%を占める火力発電用のLNG液化天然ガスも10月の時点で昨年の同じ時期に比べ高騰していることから、12月分は109円の値上がりで、今年の1月と比較すると、東北電力管内では合わせて973円の値上がりとなっております。

政府では、原油価格高騰の対策として、石油元売り会社に対して、卸値を引き下げするための原資を補助することに決定しました。レギュラーガソリンの全国平均価格が1リットル当たり170円を超えた場合、最大で1リットル当たり5円を補助する内容で、軽油、灯油、重油も対象となっております。

それと併せて、アメリカが主導する形で日本や中国、インド、韓国、イギリスと協調して、石油の備蓄を放出するとしています。しかし、実勢価格の引下げ効果を疑問視する声に加え、新型コロナウイルスのオミクロン株による需要減退が予測されることから、原油先物価格が急落したこともあり、効果は限定的ではないかと言われているようです。先行きが混沌としているのが実情ではないでしょうか。

そこでお伺いします。ガソリン等の燃油価格が7年ぶりの高騰で、全国的に大きな影響が出ています。年末年始やこの冬の需要期を控え、市内経済や産業に加え、市民生活への影響が心配されます。こうした状況をどのように捉えているのか、お聞きします。

次に、世界的な半導体不足によって、自動車をはじめパソコン、モバイル機器、ゲーム機、ネットワーク機器、産業用機械の生産が滞り、納期に遅れが出ているほか、原油価格の高騰でプラスチックやビニール、発泡スチロールなど、石油を原料とする資材も値上がりしています。

また、今年の6月定例会の一般質問の冒頭でも

指摘させていただきましたが、木材価格の高騰、いわゆるウッドショックや建築資器材、給湯設備等についても価格の高騰や部品不足、品不足により納品に遅れが生じていることが複数の業者への聞き取りでも確認することができました。

そこでお伺いします。こうした状況を踏まえ、本市における影響の現状認識と対策についてお聞きいたします。

北米では、巣籠もり消費の拡大で輸入量が増え、アジアからの貨物が急増、今年1月から7月には中国から北米へ輸出したコンテナの数量が前年度比で33%増加し、7月の運賃では40フィートのコンテナが1万ドル、現在の円相場に換算して112万円を超えました。昨年1月と対比で実に6倍の上昇となっているそうであります。貨物が集中することで、ピーク時には入港するのに2週間から1か月待ちの状況になり、荷下ろしができず、空きコンテナ不足も深刻のようであります。

また、海運会社は運賃の安い日本と中国の航路から収益性が上がる北米航路向けにコンテナを集中させる動きがあるため、今年の8月には中国から北米へ向かう航路のコンテナ1本の運賃が2万ドル、日本円換算で220万円を超える異常な値上がりとなっています。今後の見通しとして価格が正常に向かうのは、中国の春節や北米の輸出が少なくなる来年の2月頃になると考えられているようです。

こうした状況もあり、10月、政府は、輸入小麦の製粉会社への販売平均価格を19%値上げしたほか、大豆についても原料高に海上運送のコストの上昇が重なり、国内食用油の大手企業では、11月納品分から家庭用や業務用製品が1キログラム30円の値上げとなりました。これは今年4月から4回目の値上げで、年間の値上げ幅も計140円に上り、これまでにない状況です。

そこでお伺いします。物の価格が上昇傾向にあることから、生活が一段と苦しい状況に置かれている方は少なくないと思います。国の現金給付と

は別に追加の支援を検討できないかお聞きいたします。

次に、大項目の2つ目、ゼロカーボンに向けた新たな取組について伺います。

米沢市では、昨年10月8日に、2050年までに二酸化炭素排出ゼロを目指し、実現に向けて取り組むことを宣言しました。具体的な取組について模索している途中だとは思いますが、ゼロカーボンを目指すために、少しずつでも具体的な取組を具現化し、地元企業や市民の理解、御協力を得なければ達成に近づくことはできません。

そこでお伺いします。ゼロカーボンを目指すための具体的なビジョンや当面の間に取り組むべき課題や考え方について、改めてお聞きいたします。

次に、政府の後押しもあり、民間の主導で再生可能な新エネルギーや技術の開発が進んでいます。そこでお伺いしますが、ゼロカーボンに向けた新たな技術を取り入れるための検討は進んでいるでしょうか。今年の3月定例会の予算特別委員会でも、ゼロカーボンを見据え、新たな成長産業の構築に向けて本市でも取り組んでほしいと要望させていただきました。導入可能な分野を検討し、積極的に取り入れるべきと考えますが、現状や課題についてお聞きいたします。

次に、大項目の3つ目、有害鳥獣などの分布と生態系について伺います。

今年も有害鳥獣による被害が多く報告されました。年々、目撃や被害が増加傾向にあることから、心配されている市民の皆さんも多いと思います。間もなく本格的な冬を迎えますが、有害鳥獣によるこれまでの被害状況と被害を抑える取組、今後の対策で新たに取り組もうとしている具体策があれば、併せてお知らせください。

次に、分布や生態系の調査はどのように行われているのかについて伺います。

目撃情報や駆除、発信機による追跡等で状況を把握されているものと認識しておりますが、実際

の調査等はどのように行われているのでしょうか。詳しい内容をお聞きしたいと思います。

次に、今年に入り、SNSで本市におけるアライグマの目撃情報を市民の方々からお寄せいただきました。全国ニュース等でも御承知の方も多いと思いますが、かわいらしい見た目とは裏腹に、食欲が旺盛かつ雑食で、農作物も食い荒らす厄介な外来動物です。

アライグマは繁殖力も強く、1回の出産で3頭から6頭の子供を産み、日本では猛禽類等の天敵がおらず、人間に捕獲されない限り増える一方とされています。夜行性のために、夜になると農作物を食い荒らし、昆虫や両生類、爬虫類も食べるために、地域の生態系に重大な影響を与え、万が一ひっつかかれたり、かまれた場合、感染症を媒介するおそれもあることから、日本の侵略的外来種ワースト100にも選定されています。

そこでお伺いいたします。本市でも捕獲などの対策をすべきと考えますが、現状の認識と対策を最後にお聞きして、演壇からの質問とさせていただきます。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、1の(1)、2の(2)、そして3についてお答えいたします。

初めに、1の昨今の原材料価格高騰による本市の影響はについてお答えいたします。

ただいま、議員のお話にありましたように、ガソリンなどの燃料価格の値上げが余儀なくされている状況下におきまして、本市内でも物流業、小売業、飲食・サービス業、製造業、建設業及び農業といったあらゆる産業分野におきまして影響が出始めております。市内事業所への聞き取り調査を行いましたけれども、燃料費の値上げを理由に直ちに価格に転嫁することは難しいと苦慮される事業者がおられるなど、事業収益を圧迫し始めているなどの影響が出ているとのお話をお聞きしております。

今後、燃料の高値が長期化すれば、様々な製品やサービスなどの価格に転嫁し、値上げせざるを得なくなることから、ガソリン価格に限らず、これからの冬期間における需要が増す灯油の価格高騰と併せまして、日々の市民生活に与える影響も非常に大きくなることが懸念されます。

こうした中、議員のお話にもありましたけれども、国、経済産業省では、ガソリン価格の負担軽減のための対策事業として、令和3年度補正予算案に関連事業費を盛り込む方針を示しております。

本市としましては、今後とも産油国の産出量に関連する動向をはじめ、この国の補正予算による新たな補助制度などによる効果を注視しながら、引き続き、市内経済や産業をはじめ、市民生活への影響について情報収集に努めていかなければならないと考えております。

次に、2、ゼロカーボンに向けた新たな取組のうち、新たな技術を取り入れるための検討は進んでいるのかについてであります。現在、世界的にゼロカーボンの実現に向けて、様々な分野において新たな技術開発が進められております。

本市では、この11月に策定いたしました第3期米沢市工業振興計画の中で、ものづくり企業の経営基盤強化を基本戦略の一つとして、その施策である企業競争力強化に向けた技術力及び収益性の向上に対する支援の展開として、ゼロカーボン実現に向けた足がかりとすべく、県や産業支援機関との連携によるSDGs推進に向けた意識啓発セミナーや脱炭素及び省エネルギー対策などに関する技術講座を、今後、地域企業等に向け広く開講し、意識啓発を図っていくこととしております。

また、最近では、地域企業のゼロカーボンに向けた取組として、車載用内装防音シートから出る端材——ポリプロピレンなどの繊維であります。それらを再利用し、別のシートに再利用する新技術を確立し、新材使用時と比べて二酸化炭素

排出量を最大38%削減することが可能になるなど、現在、実用化に向けた取組が進められており、このような新しい技術の導入により、地域の企業への波及効果なども期待しているところです。

本市には、このような自動車部品関連企業だけではなく、情報通信関連機器などを製造する中小企業も多数存在していることに加え、山形大学工学部におきましては、半固体電池、有機太陽電池、リチウムイオンバッテリー、水素関連技術などをはじめとした最先端の次世代技術の研究が行われている強みがございます。一方で、この大学の研究シーズの活用や地域企業への技術移転などの促進が課題として上げられます。

本市では、それらの課題解決に向けた取組として、商工課内に産学連携支援員を配置し、市内企業訪問による企業ニーズの把握に加え、山形大学国際事業化研究センターとの連携による大学の研究シーズの分析に努めることで、積極的に産学連携のマッチングを推進しており、そのマッチング件数も着実に増えております。

今後とも、本市の強みである山形大学工学部を核とした産学連携を促進しながら、山形大学の最先端の研究シーズ、そして地域内企業のニーズを有機的に結びつけ、技術開発を加速させることで、市内企業の経営基盤の強化を図りながら、産業面からのゼロカーボンの実現に寄与していきたいと考えております。

次に、3の有害鳥獣などの分布と生態系についてであります。まず、有害鳥獣による被害状況と今後の対策についてであります。

有害鳥獣による農作物被害状況につきましては、昨年度までの過去5年間を見ますと、平成28年度の被害額が1,304万4,000円と最も多く、直近の令和2年度は1,204万円と、電気柵の普及や放任果樹の伐採、猟友会による捕獲などにより減少傾向を見せていますが、いまだに農作物の被害は大きいものと捉えております。特に、農地の掘り起こしなど、イノシシの被害域は現在も拡大傾向にご

ざいます。

こうした中、有害鳥獣被害対策の考え方として、追い払いや電気柵などによる防除、バッファゾーン、いわゆる緩衝地帯の整備や放任果樹の伐採などの環境整備、そして、有害鳥獣の捕獲の防除・環境整備・捕獲、この3つをバランスよく講じることが重要でありますので、地域住民の皆様と行政、そして猟友会の3者が一致協力して取り組むことが必要不可欠であると考えております。

今年度の夏期には、米沢市有害鳥獣対策協議会が、特に防除面に関して、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して資材を購入し、館山地区や山上地区など、約37キロメートルの電気柵を設置していただきました。冬期につきましては、猟友会の方と協力した捕獲や放任果樹の伐採をして支援していきたいと考えております。

また、新たな取組としましては、電気柵について積雪による損傷を防ぐため、毎年の設置や撤去の必要があること、漏電による電圧低下を防ぐため、日々の草刈りなどの負担が大きいといった問題がございますので、新年度は、今年度宮城県七ヶ宿町へ視察に行った事例を参考に、耐雪のワイヤーメッシュと電線を活用した複合柵の試験導入を行い、維持管理の負担軽減策を研究していきたいと考えております。

次に、分布や生態系の調査についてであります。まずニホンザルについては、日々のテレメトリー調査、カウント調査により、群れの行動域や頭数などを調査しております。テレメトリー調査とは、発信機を装着した猿の群れの位置について受信機を使用して把握するものとなります。カウント調査とは、冬期間に発信機情報や足跡などを巡り、群れの詳細な位置を特定し、道路などを横切った際に群れの頭数、年齢、雌雄などを調査しているものです。こういった調査により、群れの情報や頭数を把握しているところです。

次に、熊やイノシシ、ニホンジカなどの大型獣については、市内の山際13か所に常時センサーカ

メラを設置し、画像や映像による行動や目撃頻度などの分析を行うことに加え、月1回センサーカメラ設置地点の半径1キロメートル範囲を歩き、木の実の状況や季節による食性、ふんの回収、分析などを行っております。この調査を今年度と来年度の2か年実施し、近年、大型獣類が里まで下りてくる原因について分析を行い、より効果的な対策を研究していきたいと考えております。

次に、アライグマの目撃情報に関してお答えいたします。

アライグマにつきましては、3年前に山形大学の調査により、神社・仏閣にアライグマの爪跡が数か所見つかったことから、本市内での生息が確認されています。現在のところ、本市へのアライグマによる農作物の被害情報はありますが、平成23年3月、環境省が作成のアライグマ防護の手引によりますと、特定外来生物に指定されており、御意見にありましたとおり、年1回の繁殖で平均三、四頭出産し、1歳未満の死亡率は比較的低いことから、自然増加率が高いとされています。また、食性も雑食で、果実、木の実、野菜、穀物、小型哺乳類、爬虫類、魚類、昆虫など幅広く捕食するとされております。

アライグマ対策は、鳥獣対策全般で行っている農地の防除や環境整備が有効とされており、イノシシや猿、熊などの対策と同様の対策で対応できるため、まずはこれまでの対策を継続して推進していきたいと考えております。

捕獲につきましては、目撃情報やセンサーカメラなどによる生息頭数の情報収集を行い、被害の推移を見ながら進めていきたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 吉田建設部長。

〔吉田晋平建設部長登壇〕

○吉田晋平建設部長 私からは、1の(2)の建設資器材の価格高騰や品不足による今後の影響と対策はについてお答えいたします。

初めに、昨今の原材料価格高騰による影響は、建設業界も例外ではなく、建設資器材の価格高騰や設備機器の品不足による納期の遅延が発生している状況であります。

公共工事の設計の際に参考としております一般社団法人建設物価調査会の10月分の建設資材物価指数によれば、指数を構成いたします主要6品目のうち、対前年同月比で杉まさ角材が98.2ポイント、H形鋼が41.9ポイント、異形棒鋼が38.8ポイント、コンクリート型枠用合板が35.2ポイントの上昇となるなど、それぞれ価格が高騰している状況であります。

これを受け、建設工事の全体を示す建設費指数に関しても高騰する結果になっているほか、給湯器や便器などの衛生器具を取り扱う主要なメーカーにおいても、海外生産工場での新型コロナウイルス感染症拡大の状況などにより、納期が一、二か月ほど遅延しているものや未定とされている製品もあるようです。

このように、コロナ禍の影響範囲が不透明で、先々まで見通すことが難しい状況ではありますが、今のところ、本市の公共事業に対しましては大きな影響はないところです。しかしながら、今後につきましては、建築資器材に加えまして、燃料の高騰による影響がどの程度になるか懸念している状況であります。

公共工事の発注に向けた今後の対策といたしましては、設計事務所を通した市場調査など、よりきめ細やかな情報収集に努めながら、国・県の通知などを注視し設計業務を進め、工事の受注者に対しましては、不測の事態が生じた場合には適切に対応してまいりたいと考えております。

さきの9月定例会において契約変更の議決をいただきました南原コミュニティセンター建設工事においても、窓枠材の木材納入が遅延する、いわゆるウッドショックの影響に見舞われたところではありますが、その際にも受注者と協議を重ね、納期と作業などに必要な工期の延長を行うと

もに、現場維持に必要な経費を追加するなどして、先月完成に至ったところであります。

このように、受注者の責めに帰すべき事由でない事象が発生した場合には、市の工事契約約款に基づき、受発注者間で協議を重ねながら、適正に対応してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私から、1の(3)生活福祉の観点からの物価上昇に対する追加の支援策を検討すべきではないかについてお答えいたします。

本市の生活支援策の現状といたしまして、新型コロナウイルスの影響により生活に困窮する世帯の支援策として、生活困窮者応援商品券給付事業を実施しており、単身世帯には5,000円分、複数世帯には1万円分の米商連お買物券を給付しております。11月末日現在で423世帯を対象に引換えの御案内をお送りし、284世帯、約67%の世帯が引換済みとなっております。11月中旬には、まだ引き換えていない世帯への勧奨を行ったところです。

また、離職や廃業、またはやむを得ない休業等により収入を得る機会が減少した方に対し、生活の基盤となる住まいを確保し、安心して就職活動ができるよう、世帯人数に応じた住居確保給付金を給付しております。令和3年度は11月末現在で31世帯を対象に約380万円の給付実績となっております。

さらに、緊急小口資金等の特例貸付を受けている世帯で、総合支援資金の再貸付けを終了した世帯に対し、就労による自立を図るため、生活困窮者自立支援金として、世帯人数に応じ6万円から10万円を3か月間支給しております。こちらは11月末現在で16世帯、96万円の支給実績となっております。

このほか、今年度も県の補助を活用して、冬期

間の暖房費用による経済的負担の軽減を目的とした臨時福祉灯油等助成金支給事業を実施しております。市民税非課税の方のみで構成される世帯のうち、65歳以上の高齢者世帯や障がい者世帯、独り親世帯、東日本大震災に伴い本市の避難者名簿に登録している避難世帯、合計4,500世帯を対象として、申請後に5,000円の現金給付を行っております。こちらは、対象となる可能性のある世帯へ申請の御案内を送付し、11月17日から受付を開始しております。

また、10月補正で議決いただきました生活応援灯油等助成金につきましては、新型コロナウイルスの影響により生活に困窮する市民の方を支援するため、1世帯5,000円の現金給付を行うもので、こちらも対象となる約300世帯へ御案内を送付し、11月17日から申請受付を開始しております。

いずれの事業も期間の延長予定のものも含め、来年2月から3月までの受付となっておりますので、事業周知に努めるほか、個別にも勧奨のお知らせをしております。このことから、現時点において、市独自の新たな支援策は予定していないところですが、このたび閣議決定された非課税世帯への現金給付や生活困窮者自立支援金の対象者拡大などに関しましては、今後の国の動向を注視し、法令や通知等に基づき、速やかに対応していきます。生活にお困りの市民の方が少しでも安心して暮らすことができるよう努めてまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

〔安部道夫市民環境部長登壇〕

○安部道夫市民環境部長 私からは、2の（1）ゼロカーボンを目指すための具体的なビジョンは何かの御質問にお答えいたします。

ゼロカーボンを目指すため、現時点で取り組むべき課題としては、実質ゼロを達成する目標として、二酸化炭素の排出量及び森林などによる除去量を正確に把握する作業や、将来に向けて今後ど

れだけの再生可能エネルギー導入量が必要であるかといった目標値設定がなされておらず、これから調査を進めていく必要があることが上げられます。

こうしたことから、具体的な目標値を設定するために、現在、さきの9月定例会において補正予算の議決をいただきました再生可能エネルギー導入目標策定基礎調査業務により、本市の将来の温室効果ガス排出量の推計などの調査を進めており、令和4年度にも継続した取組を行うことで、再生可能エネルギー導入目標を策定することとしております。

この導入目標は、本市の特性を踏まえた再生可能エネルギーの導入を進めるための指針となり、これを基にゼロカーボン達成に向けた地球温暖化対策実行計画の改定を進めることで、本市が目指す理想の姿であるビジョンを示していきたいと考えているところです。

また、ゼロカーボンに向けて温室効果ガスの排出を大幅に削減するための方策としては、1つ目は徹底した省エネルギーの推進、2つ目が再生可能エネルギーの導入、3つ目に利用エネルギーの転換、そして、4つ目として植林活動や緑化の推進といったオフセット対策、この4つを推進する必要がありますが、特に1点目の徹底した省エネの推進と2点目の再生可能エネルギーの導入が重要と考えており、この2つの方策について積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

ゼロカーボンを達成するには、地元企業や市民の理解、協力を得ながら、地域一丸となって取組を進める必要があります。これまでも取り組んでいる地域企業、市民、本市による省エネルギー推進の取組を継続し、より一層の省エネ徹底について情報提供、啓発を行っていく必要があると考えております。

具体的には、国が定めた地域脱炭素ロードマップに示された重点対策などを踏まえ、国・県による補助事業や施策について最新の情報を収集し、

市民の暮らし方や一人一人の行動変容について、市民の理解と実践が得られるよう情報提供してまいります。

さらに、再生可能エネルギー導入を進めるに当たり重要となるエネルギーの地産地消を図るには、地域住民との合意形成も必要となります。本市としましては、経済、社会、環境のバランスを維持しながら、本市の将来像である「ひとが輝き創造し続ける 学園都市・米沢」の実現と、2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指し、積極的に取り組んでまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 質問の途中ですが、ここでマイクシステム調整のため、暫時休憩いたします。

午後 4時01分 休 憩

~~~~~  
午後 4時19分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
島貫宏幸議員。

○19番（島貫宏幸議員） 御答弁、まずありがとうございました。頭から、休憩前からの質問をさせていただきますと思います。

まず、昨今の原材料価格の高騰による本市への影響ということでもありますけれども、先ほど来、原油価格の高騰だったり、サプライチェーンの乱れなどによっていろいろ支障を来しているということでもあります。

ここで、第一生命経済研究所で出しているトリガー条項の発動のマイクロインパクトという記事があるのですが、総務省が発表する小売物価統計調査において、ガソリンの平均価格が3か月連続で160円、これは1リットル当たりなのなのですが、超えた場合、揮発油税の上乗せの税率である25.1円の

課税を停止するものであると。そして、停止後に3か月連続でガソリンの価格が1リットル当たり130円を下回った場合には課税停止が解除される仕組みだということでもあります。

仮に、このトリガー条項が1年間発動された場合は、減税効果を通じて年間の家計、これ7,000億円、企業については8,000億円、それぞれ税負担が軽減するとされております。世帯当たりに換算すると、平均的な負担減は1万3,000円に達すると。特に北陸や東北、四国、東海地方では平均的な自動車関連支出が高いことから、負担減は2万円から1万6,000円前後になるということで、非常に効果的だとここでは言っております。現在、今日から臨時国会が始まりましたけれども、その議論の中でこのトリガー条項の凍結解除になるかどうかも含めて注視していきたいと思っております。

私、地元業者に複数、今回の一般質問に向けて聞き取りをさせていただきました。その中で、一部メーカーのボイラーや給湯器設備等で、やはりコロナ禍による国内外の工場の操業停止による半導体や部品の調達に困難が生じているために、現在も顧客からの問合せに苦勞されているということでありました。ボイラーについては、発注したものによろしく思うのですが、今頼んでも来年の3月ぐらいにしか入ってこないという状況で、これから給湯器、一番肝腎な機器でありますけれども、万が一壊れた場合に交換もできないし、部品もなかなか入ってこないということで、本当に困っているというお話でありました。

先ほどの質問で、原油価格の高騰や船便の輸送費、あとはトラック等の物流コストの高騰で、原材料価格の高騰につながっているとしておりましたけれども、ほかの産業もそうですが、ここで別な角度で聞きたいのですが、農業資材や家畜の飼料価格、これも輸入に大分頼っている部分もあるわけでもありますけれども、高騰が心配されているところです。収益が悪化して経営に重大

な影響を及ぼすことが心配されると、私自身すごく心配しているところでもありますけれども、現状はどのようになっているのでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 生産者の方やJA資材担当者の方に聞き取りを行いました。まず、園芸分野につきましては、加温ハウスで栽培している農家の方々は、暖房に係る燃料代が高騰していることから、ハウス内の設定温度を例年より2度から4度低く設定されているということです。低く設定することによりまして、成長が遅くなるなどの影響がありますけれども、販売単価の高い時期に出荷量を増やせるように工夫しているとお聞きしております。

また、農業資材等につきましては、ビニールハウスなどに使用する資材関係、こちらが全体的に値上がりしております、原材料の値上がりから肥料も併せて値上がりしているということです。現在、価格は落ち着きつつあるものの、輸送コストが上昇しているため、今後値上がりするものが増えてくるということが心配されています。

次に、畜産分野であります、一番影響を大きなところで受けておりますのは餌代であり、特に配合飼料、昨年10月以降、価格が上昇し始め、今年の春から急激に上昇し、現時点で昨年より15%以上価格が上昇しているというお話をお聞きしております。

今年10月以降は、アメリカの飼料相場が下がったため少し落ち着いてはきているものの、生産者の方によりましては、安価なものに変更するなど現状をしのいでいるという状況もお聞きしております。

トラクターなどの農業機械の燃料も値上がりしておりますので、今後の状況を注視しながら、このたび、県で生産資材等高騰緊急対策資金による融資も創設されておりますので、その活用も含めて国や県の関係機関と連携し、柔軟に対応していかなければならないと考えております。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○19番（島貫宏幸議員） この件に関しても、和牛の繁殖農家に話を伺いました。こういうときのために保険に入っているということで、その保険が1年近く使えるということで、割と影響を受けずに何とか餌を賄っているということでありましたけれども、これがない場合、1頭当たり10万円から15万円の減益になるのではないかとおっしゃっておられました。

この傾向が長く続く場合に、融資というとなかなか返さなければいけないという負担も増えてきます。仮に10万円、15万円、1頭当たり減益になった場合に経営が行き詰ってしまうということもありますので、この点については県と緊密に情報のやり取りをしていただいて、現場の状況に合わせてしっかりと対応していただきたいと思っています。

続いてなのですが、これに関連してなのですが、燃油の高騰で除排雪業者、今冬、積雪はまだない状況ではありますけれども、この除排雪業の経費負担が増すことが予想されます。十分な対策や調整が必要だと考えますけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 本市の除排雪業務に係る単価についてですが、四半期ごとに定期改定されます山形県が策定しております土木関係設計単価を採用しております、今冬の除雪業務委託につきましては、11月15日にもう既に契約済みということで、その単価につきましては10月1日に改定された山形県の単価を使いながら単価を算定しているところであります。

ただ、現時点では、今後上昇が見込まれますので、令和4年1月1日にも定期改定を予定しておりますので、その単価を反映させた除雪単価というところで今後見直しを予定しているところであります。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○19番（島貫宏幸議員） その見直し、改定で、一定程度業者の負担はないと考えてよろしいでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 燃料単価及びそれを積算するに当たって、人件費等々の改定もあれば、そこも含めて単価に反映させるという考え方をしているところであります。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○19番（島貫宏幸議員） 十分な御配慮をお願いしたいと思います。

続いてですけれども、新築物件、業者にこれもお聞きしました。新築する上で1棟当たり、材料費の高騰もあって、平均で大体150万円ほどかかり増しているということでありました。ウッドショックの木材の価格、あとクロス、あと設備、そういうものがほとんど値上げになっているということで、県とか市でもいろいろな補助を出していただいているものの、この春、実は影澤産業建設常任委員会副委員長と建築組合に伺っていていろいろお話を伺ったところ、せっかく補助していただいても、それ以上に物価が、とにかく材料費が上がって相当現場でも困っていると。顧客もいいものをしたくても、やっぱり資金に限りがあるということで、なかなか踏み込めないところがあるということで、大変心配しておられました。

そういうことも踏まえてなのですけれども、新築やリフォームの補助を今あるものも当然そうなのですけれども、こうした状況が長く続くことを想定した場合に、県と連携して、現状の補助に加算できないかということをいろいろ検討いただきたいと思うのですけれども、その点についていかがでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 住宅リフォーム補助金につきましては、山形県の事業でございまして、令和4年度につきましても県が2分の1、市が2分の1の負担割合で実施する見込みであると聞いてお

ります。本市といたしましては、今後コロナ禍における建築資材の価格高騰が、やはり先ほどあったように、公共工事だけに限らず、民間の新築住宅であったり、リフォーム等にも影響を及ぼす状況でありますので、今後につきましては、市民や建設事業者の要望を踏まえた上で、県とも情報を共有するほか、補助金の割増しなどについても要望を行っていききたいと、そのような考えを持っているところであります。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○19番（島貫宏幸議員） これについても、業界の団体なども要望活動をされるかどうかは別として大変危惧されております。建物が、リフォームも含めてなのですけれども、動きが鈍くなってしまうと、やっぱり業界全体の活性化だったり、収入の減少だったりということで大きな影響が今後考えられるということもありますので、その点については県と十分連携していただいて、今の実情を踏まえて加算に向けていろいろ御協議いただければと思います。

次ですけれども、先ほども演壇から話をさせていただきましたけれども、灯油価格の高値が続いているということでもあります。先ほど部長から臨時福祉灯油の補助、あるいは生活応援灯油等助成金支給事業などもしながら支援していくというお話でありましたけれども、灯油の価格は平成28年と比べるとかなり高くなっているという状況です。同じ5,000円でも買える量が全然違うのです。当然のことなのですけれども、やはり寒い冬に我慢をして生活を強いるようなことは、市民の安全で安心して暮らせるという観点からはかけ離れてしまうということもあるのですけれども、何とかこの追加の支給、先ほどこれから国の支援も決まっていくのでという、その推移を見ながらなどというお話で、今のところ考えていないという御答弁でありましたけれども、ぜひこの点、何とか追加の支給を検討できないかということで伺いたいのですけれども、いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 燃料費等の価格高騰を受けまして、県では先ほど議員もお述べの臨時福祉灯油等助成金支給事業について、追加支援の実施ができないか検討を行っているということを聞いております。本市といたしましても、県のこのような動き及び県内市町村の動向に注視して対応を検討していきたいと考えております。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○19番(島貫宏幸議員) もし、分かればですが、その追加を検討した結果がいつぐらいに分かるかという情報を、もしお持ちであれば、分かる範囲で教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 先頃調査があったばかりですので、まだその結果についてお知らせは来ていないところです。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○19番(島貫宏幸議員) 調査が始まったばかりということなのですが、もう寒い時期、今日の朝も霜が降りて、すごくやっぱり寒い冬になるのだろうと皆さんお考えだと思うのですが、できるだけ早めに結果が出るように、市としてもその動向については注視していただきたいと思います。

それでは、次の大項目2番目のゼロカーボンに向けた新たな取組についてであります。

御存じのとおり、再生可能エネルギーはソーラーや風力、ほかに小型水力、例えば地熱、あとは温泉熱を利用したバイナリー発電などが上げられますけれども、本市でも取り組んでいる分野でもあります。このほかにも水素についても再生可能エネルギーを使ったものについては、水を電気分解して作られるためにCO₂を出さないということで、この工程で作られた水素のことをグリーン水素と呼んでいるようです。

再エネの分野にも入ると思うのですが、

先般、福島県の浪江町で作られたグリーン水素を燃料にした自動車レースが話題になったところでありますけれども、水素社会の将来展望に大いに期待したいと感じているところです。

それで、平成27年9月定例会の一般質問で、農業用水路を活用した水力発電を農業に活用してはどうかということで、このときも前向きな答弁をいただいております。あと、平成28年の6月定例会にも地域資源を資産とするためにということで、これは私から申し上げたのですけれども、地域資源というのは磨けば資産になると。ふだんから目にしているもので、まだまだ未利用の資源というのはいっぱいあるのだということでさせていただきました。

先月の11月だったので、米沢の大平の小水力発電所が運転を開始したと報じられました。少しずつ進んでいるのだという実感があるのですけれども、先ほど小水力発電やバイオマス発電、これは上郷で今年ですか、稼働したということでもありますけれども、あと板谷の風力発電、あと木質バイオマスの発電、これらは民間の主導で本市にも設置されて稼働している状況でありますけれども、空調機器の国内大手企業が手がけるマイクロ水力発電というのがあります。自治体の水道施設や浄化槽、配水池などを対象に設置工事や発電システムの運用、保守に関する初期コストなどは全てメーカーが負担するというビジネスモデルだそうです。本市と同じく、SDGsの未来都市に選定された大阪府の豊中市では、この7月から稼働しているようでもあります。

この件については慎重に判断していく必要があると私も思うわけですが、これまで民間主導で設置されていたものに加え、官民連携でこうした取組を本市でも検討できないかということでもありますけれども、これについてお考えを伺いたしたいと思います。

○相田克平議長 高橋上下水道部長。

○高橋伸一上下水道部長 水道施設への小水力発電、

中でも今お話のありました小型のマイクロ水力発電につきましては、水道施設の場合には落差と水量の関係がありますので、実は平成27年度に全国的な調査が行われました。残念ながら、当時の結果は、本市には有効な場所がないという結果でしたが、今お話にもありましたとおり、民間企業では大分技術開発も進んでいるようですし、少し大きなものでは、県の笹野浄水場に既に小水力発電が設置されておりますので、それらの状況も確認しながら、いろんな情報を集めて、今後新たに設置を予定しております本市の水道施設がありますので、ぜひ検討させていただきたいと考えております。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○19番（島貫宏幸議員） このメーカーの肩を持つわけではありませんけれども、初期投資の部分で自治体の費用がないということでもありますので、ぜひ市を通じてメーカーに問合せをいただいて、いろいろ御提案を逆にいただける可能性もあると思いますので、ぜひその点についてもこれから追いかけていっていただきたいと思います。全国的にこうした動きが広まりつつあるということでもありますので、本市としてのゼロカーボンに向けた取組の具体例をこれからもっと前に進めていく一つになろうかと思いますので、しっかりその辺はフォローいただきたいと思います。

最後になりますけれども、有害鳥獣関係なのですが、アライグマの目撃情報、実は地区で有害鳥獣対策の会合を持ったときに初めて——私そのとき情報をもらっていたものですから——地区の皆さんにお話ししたところ、びっくりされておられました。まさかそんなのが米沢にいたなんていう感じだったのですけれども、一部の方は分かっているけれども、ほかの方は知らなかったら全然分からないという状況でもあります。

アライグマのその生態について、やはりテレビでも結構放送されているのですが、なかなか実態

としてどうか分からないという方がまだまだいらっしゃると思いますので、そうした方々向けにその実態について、本市でもツイッターとかLINEとかいろいろSNSを活用して情報発信をされているわけですから、春頃をめどに、今からどんな情報を発信できるかについてもいろいろ検討していただければと感じています。

あと、捕獲についても、いろいろ協力、目撃情報などをいただきながら、どういうところに繁殖の拠点があって、どのような繁殖の仕方をしているかというのは、冬を越えると、アライグマというのはやっぱり小さい動物なので、雪の上をどうやって生き延びているのか私も分からないのですけれども、そうしたことも踏まえて、例えば猟友会の方とか、有害鳥獣の連絡協議会の皆さんとかといろいろ情報交換しながら、アライグマの繁殖を何とか食い止めていくということもしっかり行っていただきたとも併せて思うわけなのですけれども、その点についてももし見解があればお伺いできればと思います。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 さきにもお答えしましたけれども、特定外来生物ということで、人為的に持ち込まれたのか、あるいは逃げ出して野生化したのが問題になるのか、非常に本市の生態系を崩すおそれのある大きな問題だと思っております。今はそんなに問題が顕在化しておりませんが、大きな問題にならないうちに何とかしていきたいということで、情報はしっかりと出していきいたいと思っております。

○相田克平議長 以上をもちまして19番島貫宏幸議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○相田克平議長 以上をもちまして本日の日程は終

了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時42分 散 会

